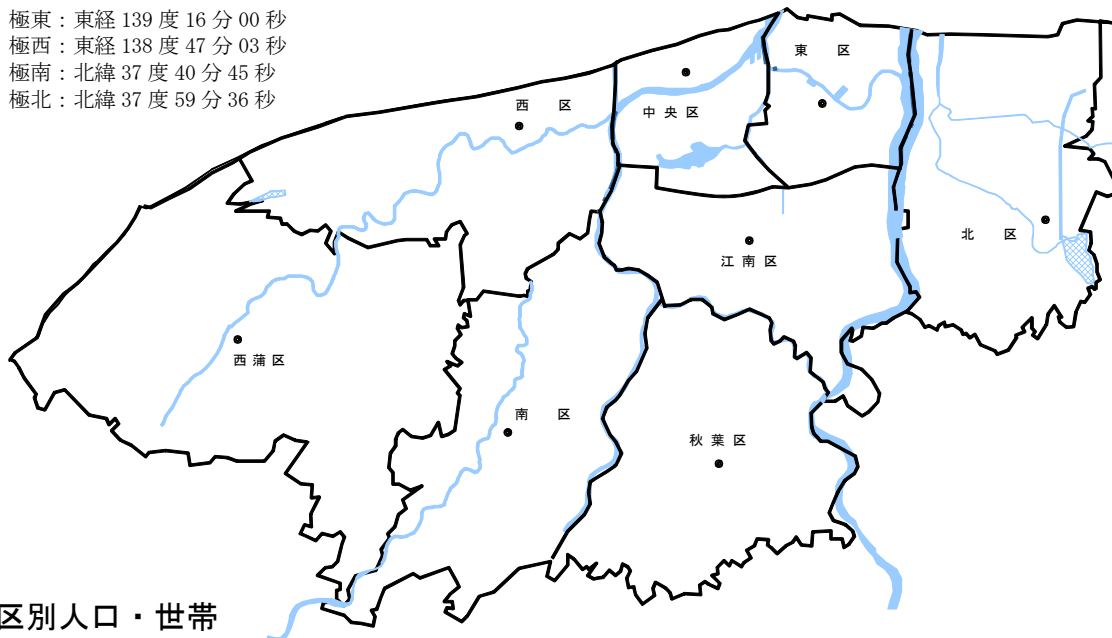


第1章 新潟市の概要

1 地勢	1
2 地区別人口・世帯	1

1 地勢

面積 726.10 平方キロメートル
 広がり 東西：42.4 キロメートル、南北：34.9 キロメートル
 位置 極東：東経 139 度 16 分 00 秒
 極西：東経 138 度 47 分 03 秒
 極南：北緯 37 度 40 分 45 秒
 極北：北緯 37 度 59 分 36 秒



2 地区別人口・世帯

世帯数 315,918 世帯
 人口 801,411 人
 (住民基本台帳 平成 24 年 3 月 31 日)

区 分	世帯数	人 口
北 区	27,110	77,203
東 区	57,112	138,238
中央区	81,204	173,728
江南区	25,025	69,499
秋葉区	27,762	78,292
南 区	14,863	47,125
西 区	63,417	156,055
西蒲区	19,425	61,271

[参考]

ごみの収集・処理は合併前の体制を維持している個所があります。

その際の地区別の区分は下図のとおりです。

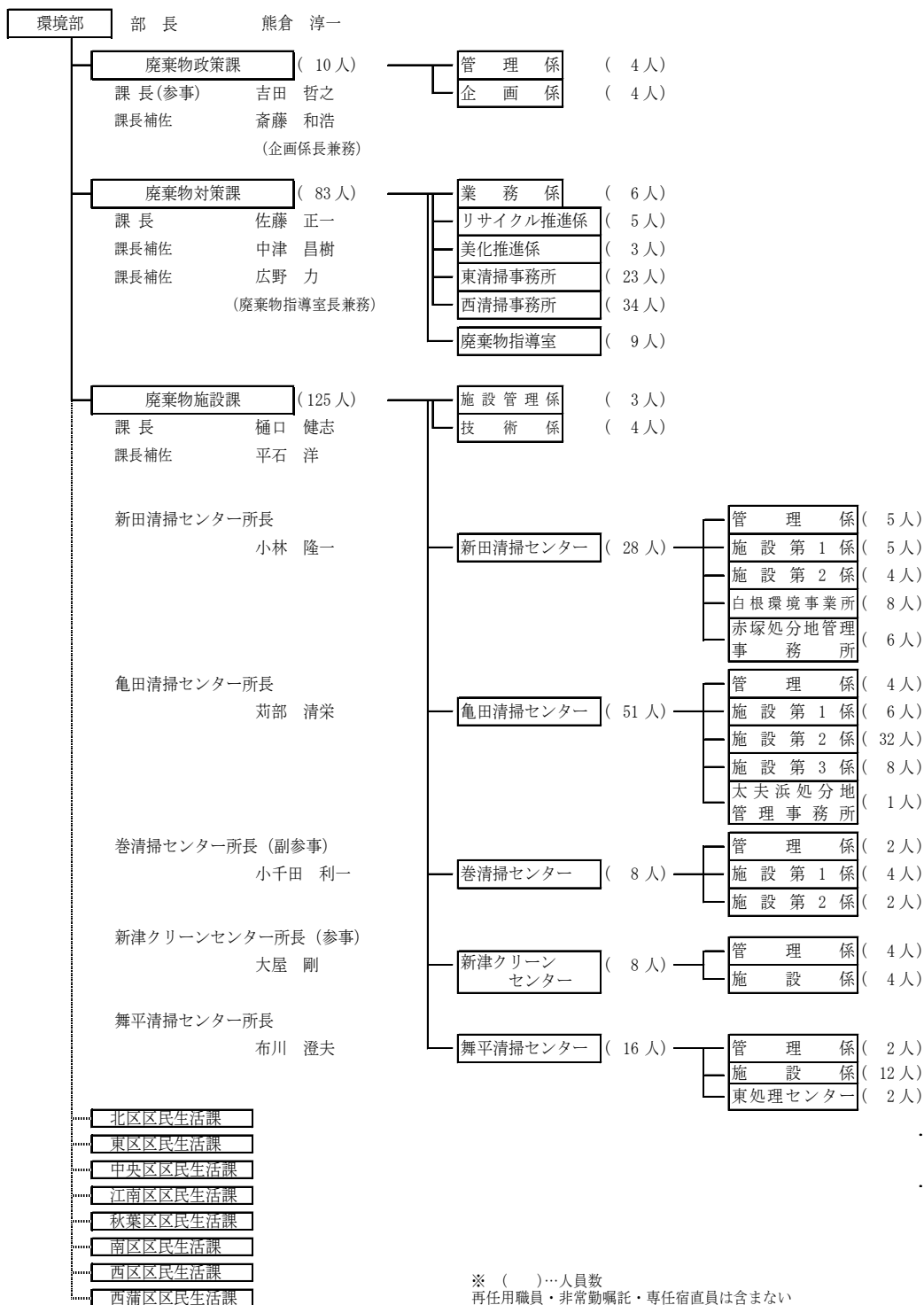


第2章 組織・人員・施設等

1 組織	3
2 事務分掌	4
3 人員	8
4 清掃審議会	10
5 事務所・施設	
(1) 事務所	12
(2) 焼却施設	13
(3) 中間処理施設(破碎・選別等)	15
(4) 埋立処分地	17
(5) 尿酸処理施設	19

1 組織

(平成24年4月1日現在)



2 事務分掌

(平成 24 年 4 月 1 日現在)

課	室・係	分掌事務
廃棄物政策課	管理係	ふれあい健康センターに関する事項
		一部事務組合（清掃事業に係るものに限る。）の総合調整に関する事項
		課、廃棄物対策課及び廃棄物施設課の庶務に関する事項
	企画係	清掃事業に係る調査及び計画に関する事項 ごみの減量化及びリサイクルに係る企画及び調査研究に関する事項
廃棄物対策課	業務係	一般廃棄物の処理委託及びその指導監督に関する事項
		一般廃棄物処理業（浄化槽汚泥に限る。）の許可及び指導監督に関する事項
		廃棄物の減量、再資源化及び再生利用に係る情報の提供等に関する事項
		資源再生センターの啓発事業に関する事項
		東清掃事務所及び西清掃事務所に関する事項
		一般廃棄物処理手数料に関する事項
		産業廃棄物処分費用に関する事項
	リサイクル推進係	一般廃棄物の適正処理に係る指導及び啓発に関する事項
		清掃事務所及び区役所の清掃業務の事務調整に関する事項
		ごみの減量化及びリサイクルに係る事業の実施及び啓発に関する事項
		クリーンにいがた推進員に関する事項
	美化推進係	環境美化の推進に関する事項
	廃棄物指導室	産業廃棄物処理業の許可及び指導監督に関する事項
		産業廃棄物処理施設の設置の許可及び監視指導に関する事項
		産業廃棄物の収集運搬若しくは処分又は保管に係る調整及び指導に関する事項
		産業廃棄物に係る相談指導に関する事項
		事業系廃棄物の適正処理に係る指導及び啓発に関する事項
		一般廃棄物処理業（浄化槽汚泥を除く。）の許可及び指導監督に関する事項
		一般廃棄物処理施設の設置の許可及び監視指導に関する事項
		建設工事に係る資材の再資源化等に関する事項（建築部建築行政課の所管するものを除く。）
使用済自動車の再資源化等に関する事項		

課	室・係	分掌事務
廃棄物施設課	施設管理係	廃棄物処理施設の運営及び整備の総括に関する事項
		廃棄物処理施設の附属施設の総括に関する事項
	技術係	廃棄物処理施設の新設、改良工事等（課の機関の所管するものを除く。）の調査、設計及び施工に関する事項
		廃棄物処理施設の処理技術の調査研究に関する事項
東清掃事務所		一般廃棄物の収集及び運搬に関する事項
		一般廃棄物の適正処理の指導に関する事項
		清掃作業用自動車の維持管理に関する事項
西清掃事務所		一般廃棄物の収集及び運搬に関する事項
		一般廃棄物の適正処理の指導に関する事項
		清掃作業用自動車の維持管理に関する事項
新田清掃センター	管理係	廃棄物処分費用に関する事項
		処分地管理事務所に関する事項
	施設第1係	廃棄物処理施設（破砕施設を除く。）の管理運営並びに工事（廃棄物施設課の所管するものを除く。）の調査、設計及び施工に関する事項
	施設第2係	廃棄物処理施設（破砕施設）の管理運営並びに工事（廃棄物施設課の所管するものを除く。）の調査、設計及び施工に関する事項
廃棄物の再資源化及び再利用に係る情報の提供等（廃棄物対策課の所管するものを除く。）に関する事項		
亀田清掃センター	管理係	廃棄物処分費用に関する事項
		亀田清掃センター附属施設に関する事項
		処分地管理事務所に関する事項
		亀田一般廃棄物処分場の管理運営に関する事項
		廃棄物の再資源化及び再利用に係る情報の提供等（廃棄物対策課の所管するものを除く。）に関する事項
	施設1係	廃棄物処理施設の管理運営並びに工事（廃棄物施設課の所管するものを除く。）の調査、設計及び施工に関する事項
		亀田清掃センター附属施設の工事の調査、設計及び施工に関する事項
		廃棄物処理施設の調査に関する事項
	施設2係	廃棄物処理施設（ごみ処理施設）の運営に関する事項
	施設3係	廃棄物処理施設（粗大ごみ処理施設）の運営に関する事項

課	室・係	分掌事務
巻清掃センター	管理係	廃棄物処理施設の管理運営並びに工事（廃棄物施設課の所管するものを除く。）の調査、設計及び施工に関する事項
		廃棄物の再資源化及び再利用に係る情報の提供等（廃棄物対策課の所管するものを除く。）に関する事項
	施設第1係	廃棄物処分費用に関する事項
		廃棄物処理施設（ごみ処理施設、埋立処分地）の運営に関する事項
	施設第2係	廃棄物処理施設（し尿処理施設）の運営に関する事項
	新津クリーンセンター	管理係
廃棄物の再資源化及び再利用に係る情報の提供等（廃棄物対策課の所管するものを除く。）に関する事項		
廃棄物処理施設（粗大ごみ処理施設）の運営に関する事項		
廃棄物処分費用に関する事項		
施設係		廃棄物処理施設（焼却施設）の運営に関する事項
舞平清掃センター	管理係	廃棄物処分費用に関する事項
		東処理センターに関する事項
		舞平清掃センター附属施設の管理運営に関する事項
		廃棄物の再資源化及び再利用に係る情報の提供等（廃棄物対策課の所管するものを除く。）に関する事項
	施設係	廃棄物処理施設の管理運営並びに工事（廃棄物施設課の所管するものを除く。）の調査、設計及び施工に関する事項
		舞平清掃センター附属施設の工事の調査、設計及び施工に関する事項
白根環境事業所		廃棄物処理施設の管理運営並びに工事（廃棄物施設課の所管するものを除く。）の調査、設計及び施工に関する事項
		廃棄物処分費用に関する事項
		廃棄物の再資源化及び再利用に係る情報の提供等（廃棄物対策課の所管するものを除く。）に関する事項
		一般廃棄物の収集及び運搬に関する事項
赤塚埋立地管理事務所		赤塚埋立処分地及び小平方埋立処分地の管理運営に関する事項
太夫浜処分地管理事務所		太夫浜埋立処分地及び横越埋立処分地の管理運営に関する事項
東処理センター		東処理センターの管理運営に関する事項
		浄化槽清掃業の指導に関する事項（環境部環境対策課の所管するものを除く）

○区役所共通

- ・一般廃棄物の収集運搬に係る委託及び指導監督に関する事項
- ・豊栄郷清掃施設処理組合及び阿賀北広域組合に関する事項(北区役所に限る。)
- ・一般廃棄物の適正処理に係る指導及び啓発に関する事項
- ・一般廃棄物に係る相談指導に関する事項
- ・一般廃棄物処理業者の指導監督に関する事項
- ・一般廃棄物の収集運搬、処分又は保管に係る調整及び指導に関する事項
- ・一般廃棄物処理手数料に関する事項
- ・一般廃棄物についての苦情に関する事項
- ・ごみの減量化及びリサイクルに係る事業の実施及び啓発に関する事項
- ・その他清掃に関する事項

3 人員

※ 清掃費分を記載

(平成24年4月1日現在)

職種名 所属・係名	管理監督職				一般職員						非常勤嘱託	専任宿直員	合計	
	部長	課長・ 所長	(課長補佐 ・ 所長)	主幹・ 係長	事務	ごみ処理				尿処理				
						収集運搬	焼却	破砕	埋立					
環境部	1													1
廃棄物政策課	0	1	1	0	8	0	0	0	0	0	0	0	0	10
課長・課長補佐		1	1											2
管理係					4									4
企画係					4									4
廃棄物対策課	0	1	2	7	19	54	0	0	0	0	14	0	97	
課長・課長補佐		1	2										3	
業務係				1	5								6	
リサイクル推進係				1	4						1		6	
美化推進係				1	2						6		9	
東清掃事務所				1	1	21					1		24	
西清掃事務所				1	0	33					1		35	
廃棄物指導室				2	7						5		14	
廃棄物施設課	0	1	1	2	5	0	0	0	0	0	0	0	9	
課長・課長補佐		1	1										2	
施設管理係				1	2								3	
技術係				1	3								4	
新田清掃センター	0	0	1	6	4	0	6	7	7	1	5	2	39	
所長			1										1	
管理係				1	2		2				1		6	
施設第1係				1			4						5	
施設第2係				1				4			2		7	
白根環境事業所				2	2			3	1	1	2		11	
赤塚埋立地管理事務所				1					6			2	9	
亀田清掃センター	0	0	1	6	2	0	40	7	4	0	5	2	67	
所長			1										1	
管理係				1	2		3		1		4		11	
施設1係				2			6						8	
施設2係				1			31						32	
施設3係				1				7			1		9	
太夫浜処分地管理事務所				1					3			2	6	

職種名 所属・係名	管理監督職				一般職員						非常勤 嘱託	専任 宿直員	合計
	部長	課長・ 所長	(課長・ 所長補 佐)	主幹・ 係長	事務	ごみ処理				し尿 処理			
						収集 運搬	焼却	破砕	埋立				
巻清掃センター	0	0	1	3	1	0	3	0	1	1	0	0	10
所長			1										1
管理係				1	1								2
施設第1係				1			3		1				5
施設第2係				1						1			2
新津クリーンセンター	0	1	0	2	3	0	7	0	0	0	0	0	13
所長		1											1
管理係				1	3		2						6
施設係				1			5						6
舞平清掃センター	0	0	1	3	2	0	0	0	0	15	1	0	22
所長			1										1
管理係				1	2						1		4
施設係				1						12			13
東処理センター				1						3			4
合計	1	4	8	28	45	54	56	14	12	17	25	4	268

※(再任用職員11名を含む)

4 清掃審議会

廃棄物処理事業に関する重要な事項について、広く市民から意見を徴し行政施策に反映させるため、昭和 41 年 4 月に市長の諮問機関として設置されました。

現在は、学識経験者 4 名、市民代表 11 名の計 15 人で構成されています。

[新潟市清掃審議会委員 名簿]

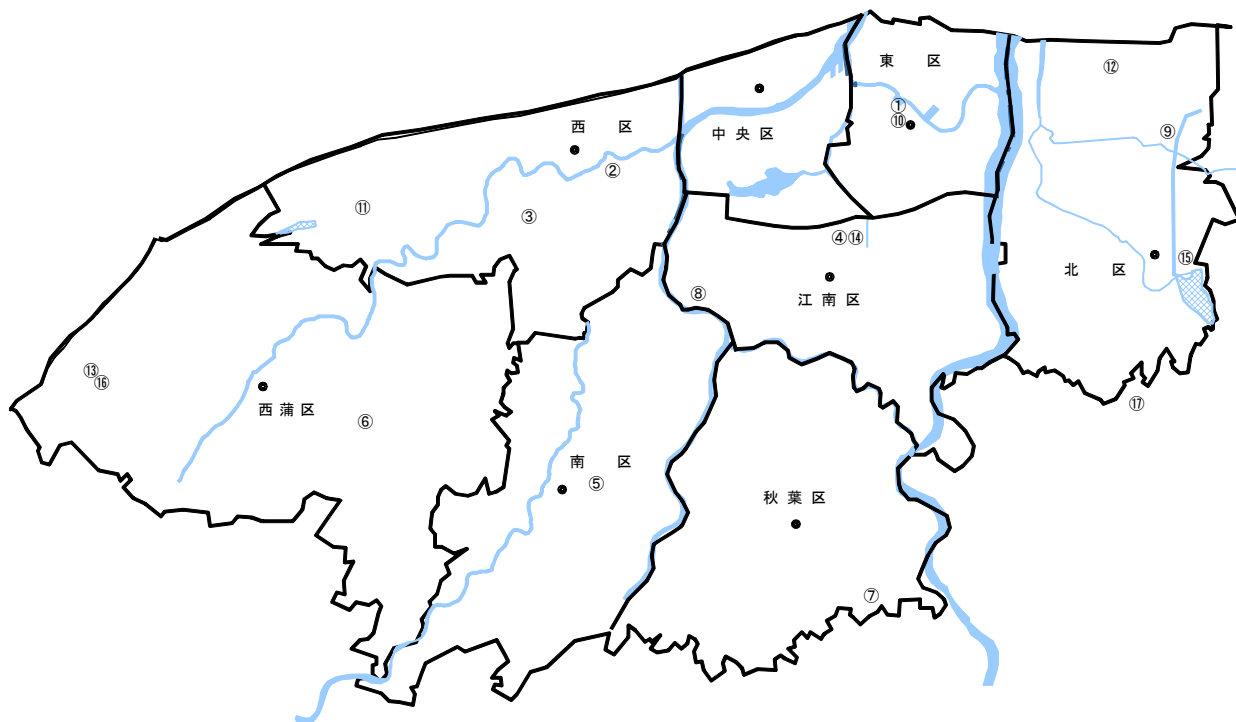
(平成 24 年 4 月 1 日現在)

区 分	役 職	氏 名	備 考
学識経験者 (1号)	フリーアナウンサー	菊野 麻子	
	新潟大学教育学部 准教授	柴田 透	
	新潟大学産学地域連携推進センター 教授	松原 幸夫	
	新潟県立大学国際地域学部 准教授	渡邊 理絵	
市 民 (2号)	公募委員	植木 東一	
	NPO 法人エコネットにいがた 理事長	熊田 ヒロ子	
	新潟市消費者協会 新潟支部 理事	坂田 真知子	
	NPO 法人ヒューマンエイド 22 代表理事	椎谷 照美	
	商工会議所女性会 委員	中澤 幸子	
	亀田製菓株式会社 ISO 事務局マネージャー	橋本 豊	
	亀田郷土地改良区 事務局長	藤井 大三郎	
	イオンリテール株式会社北陸信越カンパニー 総務部総務 G 環境 ISO 担当	皆川 明子	
	公募委員	宮尾 洸	
	NPO 法人まちづくり学校 事務局長	山賀 昌子	
	角田地区コミュニティ協議会	山下 利諭己	

(敬称略・各号毎に 50 音順)

5 事務所・施設

(平成24年4月1日現在)



[事務所]

- ① 東清掃事務所
- ② 西清掃事務所
- ③ 新田清掃センター
- ④ 亀田清掃センター
- ⑤ 白根環境事業所
- ⑥ 巻清掃センター
- ⑦ 新津クリーンセンター
- ⑧ 舞平清掃センター
- ⑨ 豊栄郷清掃施設処理組合
- ⑰ 阿賀北広域組合

[焼却施設]

- ③ 新田清掃センター
- ④ 亀田清掃センター
- ⑥ 鎧漕クリーンセンター
- ⑦ 新津クリーンセンター
- ⑨ 豊栄環境センター

[中間処理施設～破碎・選別等]

- ③ 新田清掃センター(不燃)
- ④ 亀田清掃センター(粗大)
- ⑤ 白根グリーンタワー(粗大)
- ⑥ 鎧漕クリーンセンター
(リサイクルプラザ)
- ⑦ 新津クリーンセンター(粗大)
- ⑩ 資源再生センター
(リサイクルプラザ)
- ⑨ 豊栄環境センター(不燃)

[埋立処分地]

- ⑪ 赤塚埋立処分地
- ⑫ 太夫浜埋立処分地
- ⑬ 福井埋立処分地
- ⑭ 亀田埋立処分地
- ⑮ 江楓園

[し尿処理施設]

- ⑧ 舞平清掃センター
- ⑯ 巻処理センター
- ⑰ 阿賀北広域組合
清掃センター(阿賀野市)

(1) 事務所

事務所名	東清掃事務所	西清掃事務所
所在地	新潟市東区下木戸3丁目4番1号 TEL 025-274-7630 FAX 025-279-1837	新潟市西区小新2028番地1 TEL 025-266-5599 FAX 025-266-9408
敷地面積	14,309 m ²	13,450 m ²
建築面積	管理事務所(車庫含む) 1,117m ²	管理事務所 1,015m ² 車庫 1,243m ²
管理施設・設備等	直営収集車両基地	直営収集車両基地

事務所名	新田清掃センター	亀田清掃センター
所在地	新潟市西区笠木3644番地1 TEL 025-263-1416 FAX 025-263-1417	新潟市江南区亀田1835番地1 TEL 025-382-4371 FAX 025-382-4373
敷地面積	58,692 m ²	57,825 m ²
建築面積	—————	—————
管理施設・設備等	新田清掃センター(焼却施設, 破碎施設) 第三赤塚埋立処分地 資源再生センター(啓発棟除く)	亀田清掃センター(ごみ処理施設, 粗大ごみ処理施設) 太夫浜埋立処分場(第3期)、 亀田第3埋立処分地、 附属休憩所「田舟の里」、附属運動公園

事務所名	白根環境事業所	巻清掃センター
所在地	新潟市南区白井2135番地1 TEL 025-371-5070 FAX 025-372-3708	新潟市西蒲区鎧瀨12618番地 TEL 0256-76-2831 FAX 0256-76-2832
敷地面積	46,929 m ²	23,000 m ²
建築面積	管理事務所 440.5 m ²	—————
管理施設・設備等	白根グリーンタワー(粗大ごみ処理施設)	鎧瀨クリーンセンター(ごみ処理施設、リサイクルプラザ) 福井埋立処分地 巻処理センター

事務所名	新津クリーンセンター	舞平清掃センター
所在地	新潟市秋葉区小口1289番地1 TEL 0250-22-0917 FAX 0250-23-4641	新潟市江南区平賀161番地1 TEL 025-280-3131 FAX 025-280-3133
敷地面積	13,256 m ²	37,581 m ²
建築面積	—————	—————
管理施設・設備等	新津クリーンセンター(ごみ処理施設、粗大ごみ処理施設)、リサイクル館	舞平清掃センター(し尿処理施設) 附属休憩所

(2) 焼却施設

施設名	新田清掃センター (焼却施設)	亀田清掃センター (ごみ処理施設)
所管	環境部廃棄物施設課新田清掃センター	環境部廃棄物施設課亀田清掃センター
所在地	新潟市西区笠木3644番地1 TEL 025-263-1416 FAX 025-263-1417	新潟市江南区亀田1835番地1 TEL 025-382-4371 FAX 025-382-4373
敷地面積	58,692 m ²	57,825 m ²
建築面積	6,505 m ²	10,207 m ²
延床面積	11,923 m ²	24,291 m ²
処理方式	ストーカ+灰溶融炉	流動床
処理能力	焼却炉:330t/24h(110t/24h×3炉) 灰溶融炉:36t/24h(18t/24h×2炉)	390t/24h (130t/24h×3炉)
工期	着工 H20.7.1 竣工 H24.3.31	着工 H5.6.16 竣工 H9.3.15
施工会社	JFE環境ソリューションズ(株)	(株)荏原製作所
建設費	13,206,585 千円	23,116,972 千円
国庫補助 起債等 一般財源等	4,811,359 千円 7,280,300 千円 1,114,926 千円	3,389,159 千円 14,654,200 千円 5,073,613 千円
用地費		547,827 千円
付帯設備等	発電 7,800kw 余熱利用施設「アクアパークにいがた」	発電 5,100kw 粗大ごみ処理施設と一体 附属運動公園 余熱利用施設「田舟の里」

施設名	鎧潟クリーンセンター	新津クリーンセンター
所管	環境部廃棄物施設課巻清掃センター	環境部廃棄物施設課新津クリーンセンター
所在地	新潟市西蒲区鎧潟12618番地 TEL 0256-76-2831 FAX 0256-76-2832	新潟市秋葉区小口1289番地1 TEL 0250-22-0917 FAX 0250-23-4641
敷地面積	23,000 m ²	13,256 m ²
建築面積	5,600 m ²	2,368 m ²
延床面積	11,027 m ²	3,644 m ²
処理方式	シャフト炉式ガス化溶融炉	流動床
処理能力	120t/24h (60t/24h×2炉)	144t/24h (72t/24h×2炉)
工期	着工 H11.7.1 竣工 H14.3.20	着工 H5.6.23 竣工 H7.12.9
施工会社	新日本製鐵(株)	(株)神戸製鋼所
建設費	8,002,050 千円	5,352,078 千円
国庫補助 起債等 一般財源等	2,046,895 千円 5,538,800 千円 416,355 千円	473,656 千円 3,703,200 千円 1,175,222 千円
用地費	旧焼却施設建設時取得	76,724 千円
付帯設備等	粗大ごみ用粗破砕機 発電 1,500kw リサイクルプラザと一体 啓発施設併設	H16.4.21より24h運転 粗大ごみ処理施設と一体 リサイクル館併設(247m ²) 場外福祉施設へ給湯 H12、13排ガス対策工事実施

施設名	豊栄環境センター
所管	豊栄郷清掃施設処理組合
所在地	新潟市北区浦ノ入418番地 TEL 025-386-0909 FAX 025-386-1003
敷地面積	15,137 m ²
建築面積	2,910 m ²
延床面積	4,580 m ²
処理方式	ストーカ
処理能力	130t/16h (40t/16h×2炉+50t/16h)
工期	着工 S54.10.27 竣工 S55.12.30
施工会社	日立造船(株)
建設費	※ 3,548,077 千円
国庫補助 起債	980,040 千円
一般財源	2,275,000 千円
	293,037 千円
用地費	90,392 千円
付帯設備等	粗大ごみ粗破碎機 5t/5h ※建設費は3号炉(50t)増設(H7、8)含む H10、11排ガス対策工事実施(40t×2 炉)

(3) 中間処理施設(破碎・選別等)

施設名	新田清掃センター (破碎施設)	亀田清掃センター (粗大ごみ処理施設)
所管	環境部廃棄物施設課新田清掃センター	環境部廃棄物施設課亀田清掃センター
所在地	新潟市西区笠木3644番地1 TEL 025-263-1416 FAX 025-263-1417	新潟市江南区亀田1835番地1 TEL 025-382-4371 FAX 025-382-4373
敷地面積	58,692 m ²	57,825 m ²
建築面積	4,932 m ²	10,207 m ²
延床面積	8,504 m ²	24,291 m ²
処理方式	縦型高速回転式 二軸低速回転式	横型回転式 剪断式
処理能力	170t/5h (85t/5h×2系 縦型高速) (5t/5h×1系 二軸低速)	50t/5h (45t/5h×1系 横型) (5t/5h×1系 剪断)
工期	着工 H9.7.3 竣工 H12.3.15	着工 H5.6.16 竣工 H9.3.15
施工会社	(株)荏原製作所	(株)荏原製作所
建設費	8,097,000 千円	3,123,078 千円
国庫補助 起債 一般財源	3,981,470 千円 3,820,000 千円 295,530 千円	704,149 千円 1,944,600 千円 474,329 千円
用地費	焼却施設建設時取得	547,827 千円
付帯設備等		ごみ処理施設と一体

施設名	白根グリーンタワー (粗大ごみ処理施設)	鎧瀧クリーンセンター (リサイクルプラザ)
所管	環境部廃棄物施設課白根環境事業所	環境部廃棄物施設課巻清掃センター
所在地	新潟市南区白井2135番地1 TEL 025-371-5070 FAX 025-372-3708	新潟市西蒲区鎧瀧12618番地 TEL 0256-76-2831 FAX 0256-76-2832
敷地面積	5,478 m ²	23,000 m ²
建築面積	1,743 m ²	5,600 m ²
延床面積	3,174 m ²	11,027 m ²
処理方式	回転式衝撃剪断 油圧切断機	かん 機械選別 びん 自動色選別 ペットボトル 圧縮梱包(休止)
処理能力	20t/5h×1系 回転式 5t/5h×1系 油圧切断	かん 7t/5h びん 7t/5h ペットボトル 2t/5h(休止中)
工期	着工 H3.12.5 竣工 H6.10.31	着工 H11.7.1 竣工 H14.3.20
施工会社	(株)クボタ	新日本製鐵(株)
建設費	787,950 千円	868,350 千円
国庫補助 起債 一般財源	233,390 千円 479,500 千円 75,060 千円	236,590 千円 596,700 千円 35,060 千円
用地費	市有地に建設	旧焼却施設建設時取得
付帯設備等		焼却施設と一体 啓発施設併設

施設名	新津クリーンセンター (粗大ごみ処理施設)	資源再生センター
所管	環境部廃棄物施設課新津クリーンセンター	環境部廃棄物施設課新田清掃センター
所在地	新潟市秋葉区小口1289番地1 TEL 0250-22-0917 FAX 0250-23-4641	新潟市東区下木戸3丁目4番2号 TEL 025-270-3009 FAX 025-270-3092
敷地面積	13,256 m ²	6,452 m ²
建築面積	2,368 m ²	2,292 m ²
延床面積	3,644 m ²	4,050 m ²
処理方式	横軸回転衝撃式	機械選別(スチール・アルミ缶)
処理能力	21t/5h	60t/5h (30t/5h×2系)
工期	着工 H5.6.23 竣工 H7.12.9	着工 H6.10.3 竣工 H8.3.15
施工会社	(株)神戸製鋼所	(株)新潟鐵工所
建設費	1,161,849 千円	2,403,085 千円
国庫補助 起債 一般財源	147,871 千円 767,600 千円 246,378 千円	1,158,550 千円 1,002,200 千円 242,335 千円
用地費	76,724 千円	市有地に建設
付帯設備等	焼却施設と一体 リサイクル館併設(247m ²)	啓発施設併設(廃棄物対策課所管)

施設名	豊栄環境センター (不燃物処理施設)
所管	豊栄郷清掃施設処理組合
所在地	新潟市北区浦ノ入418番地 TEL 025-386-0909 FAX 025-386-1003
敷地面積	15,137 m ²
建築面積	622 m ²
延床面積	722 m ²
処理方式	衝撃剪断式
処理能力	30t/5h
工期	着工 S61.8.4 竣工 S62.3.25
施工会社	(株)栗本鐵工所
建設費	363,000 千円
国庫補助 起債 一般財源	181,500 千円 145,200 千円 36,300 千円
用地費	焼却場建設時取得
付帯設備等	

(4) 埋立処分地

施設名	第4赤塚埋立処分地	太夫浜埋立処分地(第3期)
所管	環境部廃棄物施設課新田清掃センター	環境部廃棄物施設課亀田清掃センター
所在地	新潟市西区東山123番地1 TEL 025-239-2777 FAX 025-264-3838	新潟市北区島見町4592番地14 TEL 025-258-3533 FAX 025-258-3540
敷地面積	142,024 m ²	54,874 m ²
埋立面積	99,600 m ²	33,000 m ²
埋立容量	492,000 m ³	182,000 m ³
浸出水処理方式	流入調整+カルシウム除去+生物処理 +砂ろ過+消毒	接触酸化+凝集沈殿 +砂ろ過
処理能力	320 m ³ /日	260 m ³ /日
工期	着工 H20.12.19 竣工 H24.3.15	着工 H10.7.2 竣工 H13.3.15
施工水処理	大成・本間・五十嵐・近藤・荏原JV (株)荏原製作 新潟支店	加賀田・皆川・吉川JV 日本鋼管(株)
建設費	4,348,620 千円	2,211,903 千円
国庫補助 起債 一般財源等	1,275,655 千円	957,653 千円
	2,554,700 千円	902,700 千円
	518,265 千円	351,550 千円
用地費	982,710 千円	1,648,117 千円
付帯設備等		

施設名	福井埋立処分地	亀田第3埋立処分地
所管	環境部廃棄物施設課巻清掃センター	環境部廃棄物施設課亀田清掃センター
所在地	新潟市西蒲区福井2653番地 TEL 0256-72-8868 FAX 0256-72-8868	新潟市江南区亀田西谷内地内 TEL 025-381-3501 FAX 025-381-3501
敷地面積	60,162 m ²	15,657 m ²
埋立面積	13,400 m ²	11,300 m ²
埋立容量	97,690 m ³	33,000 m ³
浸出水処理方式	接触酸化+凝集沈殿 +砂ろ過+活性炭	接触酸化+凝集沈殿 +砂ろ過+活性炭
処理能力	100 m ³ /日	45 m ³ /日
工期	着工 S57.12.1 竣工 S58.8.31	着工 H16.7.2 竣工 H18.3.20
施工水処理	福田・本間・水倉・久住JV 荏原エンジニアリングサービス(株)	加賀田・亀田・小木JV 第一・五十嵐・古泉JV, (株)荏原製作所
建設費	540,817 千円	1,079,382 千円
国庫補助 起債 一般財源等	126,469 千円	219,544 千円
	384,800 千円	735,900 千円
	29,548 千円	123,938 千円
用地費	204,767 千円	397,975 千円
付帯設備等	掘起し用振動ふるい設備 ※H13年度整備工事実施	

施設名	一般廃棄物最終処分場江楓園	
所管	豊栄郷清掃施設処理組合	
所在地	新潟市北区前新田乙319番地1 TEL 025-386-0909(事務局) FAX 025-386-1003(事務局)	
敷地面積	38,918 m ²	
埋立面積	20,699 m ²	
埋立容量	80,910 m ³	
浸出水処理方式	接触酸化+凝集沈殿 +砂ろ過+活性炭	
処理能力	230 m ³ /日	
工期	着工 H2.8.2 竣工 H4.3.15	
施工	造水処理	(株)本間組 富士電機システムズ(株)
建設費	1,410,070 千円	
国庫補助 起債 一般財源	国庫補助	321,573 千円
	起債	886,000 千円
	一般財源	202,497 千円
用地費	277,600 千円	
付帯設備等		

(5) し尿処理施設

施設名	舞平清掃センター	巻処理センター
所管	環境部廃棄物施設課舞平清掃センター	環境部廃棄物施設課巻清掃センター
所在地	新潟市江南区平賀161番地1 TEL 025-280-3131 FAX 025-280-3133	新潟市西蒲区福井79番地 TEL 0256-72-2835 FAX 0256-72-2837
敷地面積	35,271 m ²	12,686 m ²
建築面積	5,255 m ²	1,534 m ²
延床面積	9,199 m ²	1,935 m ²
処理方式	膜分離高負荷脱窒素処理 (浄化槽汚泥対応型) + 高度処理 汚泥再生 高温メタン発酵	膜分離高負荷脱窒素処理 (浄化槽汚泥対応型) 【改造前】標準脱窒素処理
処理能力	149 kl/日	73 kl/日
し尿	58 kl/日	12 kl/日
浄化槽汚泥	91 kl/日	61 kl/日
その他	生ごみ 1.8 t/日	
工期	着工 H12.8.4 竣工 H15.12.22	着工 H22.9.30 竣工 H24.3.15
施工会社	アタカ工業(株)	クボタ環境サービス・福田・加賀田JV
建設費	5,528,970 千円	1,111,971 千円
国庫補助 起債	1,431,390 千円	253,673 千円
一般財源等	3,093,100 千円	662,600 千円
	1,004,480 千円	195,698 千円
用地費	旧施設建設時取得	なし
付帯設備等	汚泥再生メタンガスを熱源に利用した 附属休憩所併設	H22～23大規模改造更新(改造前施設 の建屋、水槽は、そのまま再利用)

施設名	阿賀北広域組合清掃センター
所管	阿賀北広域組合
所在地	阿賀野市船居496番地1 TEL 025-387-3798 FAX 025-387-3422
敷地面積	27,004 m ²
建築面積	1,836 m ²
延床面積	3,378 m ²
処理方式	膜分離高負荷脱窒素処理 + 高度処理
処理能力	99 kl/日
し尿	48 kl/日
浄化槽汚泥	44 kl/日
その他	コミュニティープラント汚泥 7 kl/日
工期	着工 H12.9.4 竣工 H14.12.25
施工会社	栗田工業(株)
建設費	1,399,260 千円
国庫補助 起債	0 千円
一般財源等	1,104,300 千円
	294,960 千円
用地費	取得済代替用地に建設
付帯設備等	

第3章 事業費・原価・手数料

1 平成24年度当初予算	
(1) 歳入	21
(2) 歳出	21
2 清掃事業費等の推移	
(1) 清掃事業費決算額の推移	22
(2) 清掃手数料収入の推移(現年分)	22
3 原価	
(1) 市民1人及び1世帯あたりのごみ処理原価の推移	23
(2) 重量及び体積あたりのごみ処理原価の推移	25
4 手数料	
(1) 処理手数料	27
(2) その他手数料	28

1 平成24年度清掃事業当初予算

(1) 歳入

(単位：千円)

科目	節又は付記	24年度 a	23年度 b	増減 (a-b)	主な 増減理由
使用料 及び 手数料	廃棄物処理施設附属休憩所使用料	14,225	13,860	365	利用者の増
	衛生施設目的外使用料	207	155	52	
	ごみ処理手数料	875,740	903,090	△ 27,350	指定袋販売枚数の減
	し尿処理手数料	179,408	191,299	△ 11,891	客体数の減
	廃棄物処分手数料	1,085,843	1,055,814	30,029	事業系ごみの増
	その他衛生手数料	7,131	11,743	△ 4,612	収集運搬許可の合理化を伴う法改正による減
国補助金	循環型社会形成推進交付金	1,750	2,188,260	△ 2,186,510	新焼却場・新埋立地の整備・巻し尿施設の整備の建設事業終了による減
県負担金	市町村合併交付金	0	0	0	
財産収入	財産貸付料	789	833	△ 44	
	物品売払収入	343,765	310,425	33,340	古紙の単価増
諸収入	過料	156	144	12	
	清掃費受託事業収入	4,187	33,806	△ 29,619	建設事業終了による減
	雑入	59,538	77,933	△ 18,395	焼却施設(白根)廃止等による減
市債	清掃債	415,600	4,509,700	△ 4,094,100	新焼却場・新埋立地の整備・巻し尿施設の整備の建設事業終了による減
計		2,988,339	9,297,062	△ 6,308,723	

(2) 歳出

(単位：千円)

項	目	24年度 a	23年度 b	増減 (a-b)	主な 増減理由
総務管理費	諸費	247	230	17	
清掃費	清掃総務費	3,789,941	4,159,402	△ 369,461	人件費の減, 豊栄郷清掃施設処理組合負担金の減
	ごみ処理費	2,797,667	2,694,395	103,272	粗大ごみ受付コールセンター事業の増, 家庭ごみ収集運搬経費の増
	し尿処理費	346,516	356,081	△ 9,565	客体数の減
	清掃施設費	5,229,299	11,926,119	△ 6,696,820	新焼却場・新埋立地の整備・巻し尿施設の整備の建設事業終了による減
計		12,163,670	19,136,227	△ 6,972,557	

2 清掃事業費等の推移

(1) 清掃事業費決算額の推移

(単位：千円)

区分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
諸費	85	28,758	3,400	608	311
清掃総務費	4,888,732	5,670,997	4,618,175	4,280,822	4,079,022
ごみ処理費	2,340,349	2,761,944	2,681,071	2,689,801	2,690,258
し尿処理費	371,215	379,619	372,783	346,420	329,578
清掃施設費	5,034,752	4,715,574	5,794,091	12,275,677	12,282,734
水害対策費	0	0	0	0	3,860
計	12,635,133	13,556,892	13,469,520	19,593,328	19,385,763

(2) 清掃手数料収入の推移 (現年分)

(単位：千円)

区分	ごみ処理手数料			し尿処理手数料			合計		
	調定額	収納額	収納率	調定額	収納額	収納率	調定額	収納額	収納率
19年度	426,673	426,305	99.9%	246,317	236,027	95.8%	672,990	662,332	98.4%
20年度	846,416	845,916	99.9%	234,764	225,615	96.1%	1,081,180	1,071,531	99.1%
21年度	886,232	885,385	99.9%	225,789	215,238	95.3%	1,112,021	1,100,623	99.0%
22年度	902,950	901,694	99.9%	211,398	200,423	94.8%	1,114,348	1,102,117	98.9%
23年度	894,649	894,423	100.0%	199,310	187,134	93.9%	1,093,959	1,081,557	98.9%

区分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
廃棄物処分手数料 (許可・自己搬入ごみ)	830,234	1,008,064	1,060,061	1,077,980	1,086,474

3 原価

(1) 市民1人及び1世帯あたりのごみ処理原価の推移

①ごみ

区 分		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	
部門直接原価 (円)	収 集 運 搬	2,761,375,906	2,790,605,749	3,015,110,774	2,960,507,390	2,924,975,430	
	処 理	7,924,489,931	7,807,891,860	7,597,821,404	7,232,513,391	6,891,780,629	
		焼 却	5,197,897,995	5,139,336,015	4,964,213,700	4,715,845,815	4,471,335,788
		中 間 処 理	2,016,210,931	1,997,867,508	2,046,526,172	1,956,125,443	1,895,609,640
		埋 立	710,381,005	670,688,337	587,081,532	560,542,133	524,835,201
	計	10,685,865,837	10,598,497,609	10,612,932,178	10,193,020,781	9,816,756,059	
年度末人口(人)		803,470	803,273	803,421	803,072	802,778	
年度末世帯数(世帯)		303,535	307,000	310,162	313,308	316,483	
市民1人あたり (円/人)	収 集 運 搬	3,437	3,474	3,753	3,686	3,644	
	処 理	9,862	9,720	9,457	9,006	8,585	
		焼 却	6,469	6,398	6,179	5,872	5,570
		中 間 処 理	2,509	2,487	2,547	2,436	2,361
		埋 立	884	835	731	698	654
	計	13,299	13,194	13,210	12,692	12,229	
1世帯あたり (円/世帯)	収 集 運 搬	9,097	9,090	9,721	9,449	9,242	
	処 理	26,107	25,433	24,497	23,085	21,776	
		焼 却	17,125	16,741	16,005	15,052	14,128
		中 間 処 理	6,642	6,508	6,599	6,244	5,990
		埋 立	2,340	2,185	1,893	1,789	1,658
	計	35,204	34,523	34,218	32,534	31,018	

・平成20年6月より、新ごみ減量制度開始(10種13分別)

※ただし、巻・岩室・西川・潟東地区は8種11分別

・中間処理には枝葉・草、有害物の処理を含む

②し尿

区 分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
収 集 運 搬 (円)	371,215,166	379,619,174	372,783,353	346,419,890	329,578,425
年 度 末 人 口 (人)	803,470	803,273	803,421	803,072	802,778
年 度 末 世 帯 数 (世 帯)	303,535	307,000	310,162	313,308	316,483
1 人 あ た り (円 / 人)	462	473	464	431	411
1 世 帯 あ た り (円 / 世 帯)	1,223	1,237	1,202	1,106	1,041

③し尿及び浄化槽汚泥

区 分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
処 理 (円)	1,148,309,839	1,094,334,995	1,037,406,728	1,022,700,294	968,838,382
年 度 末 人 口 (人)	803,470	803,273	803,421	803,072	802,778
年 度 末 世 帯 数 (世 帯)	303,535	307,000	310,162	313,308	316,483
1 人 あ た り (円 / 人)	1,429	1,362	1,291	1,273	1,207
1 世 帯 あ た り (円 / 世 帯)	3,783	3,565	3,345	3,264	3,061

・人口及び世帯数は、各年度3月末日現在の普通交付税算定用住民基本台帳人口

(2) 重量及び体積あたりのごみ処理原価の推移

①ごみ

区 分		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
部門 直接 原価 (円)	収 集 運 搬	2,761,375,906	2,790,605,749	3,015,110,774	2,960,507,390	2,924,975,430
	処 理	7,924,489,931	7,807,891,860	7,597,821,403	7,232,513,390	6,891,780,629
	焼 却	5,197,897,995	5,139,336,015	4,964,213,700	4,715,845,815	4,471,335,788
	中 間 処 理	2,016,210,931	1,997,867,508	2,046,526,172	1,956,125,443	1,895,609,640
	埋 立	710,381,005	670,688,337	587,081,531	560,542,132	524,835,201
収 集 ・ 処 理 量 (t)	収 集 運 搬	224,847	204,266	188,569	186,094	186,243
	搬入(収集+直接搬入)	336,715	303,134	284,351	284,590	283,927
	処 理					
	焼 却	289,088	243,784	227,067	228,510	230,611
	中 間 処 理	57,094	62,016	54,482	55,967	54,113
埋 立	44,863	36,010	30,465	32,130	26,174	
1 t あ た り (円/ t)	収 集 運 搬	12,281	13,662	15,989	15,909	15,705
	搬入(収集+直接搬入)	23,535	25,757	26,720	25,414	24,273
	処 理					
	焼 却	17,980	21,082	21,862	20,637	19,389
	中 間 処 理	35,314	32,215	37,563	34,951	35,031
埋 立	15,834	18,625	19,271	17,446	20,052	

・平成20年6月より、新ごみ減量制度開始(10種13分別)

※ただし、巻・岩室・西川・潟東地区は8種11分別

・中間処理には枝葉・草、有害物の処理を含む

②し尿

区 分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
収 集 運 搬 (円)	371,215,166	379,619,174	372,783,353	346,419,890	329,578,425
収 集 運 搬 量 (<i>kl</i>)	34,599	32,511	30,301	27,790	25,099
1 <i>kl</i> あたり (円 / <i>kl</i>)	10,729	11,677	12,303	12,466	13,131

③し尿及び浄化槽汚泥

区 分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
処 理 (円)	1,148,309,839	1,094,334,995	1,037,406,728	1,022,700,294	968,838,382
処 理 量 (<i>kl</i>)	143,996	139,859	131,153	128,086	121,229
1 <i>kl</i> あたり (円 / <i>kl</i>)	7,975	7,825	7,910	7,984	7,992

・人口及び世帯数は、各年度3月末日現在の普通交付税算定用住民基本台帳人口

4 手数料

(1) 処理手数料

① ごみ

区 分		全市共通	
市が定期的に収集する家庭系廃棄物	燃やすごみ 燃やさないごみ 普通ごみ(※)	指定袋・大(45ℓ)	45円/枚
		指定袋・中(30ℓ)	30円/枚
		指定袋・小(20ℓ)	20円/枚
		指定袋・極小(10ℓ)	10円/枚
		指定袋・超極小(5ℓ)	5円/枚
	資源物	無料	
市が収集する粗大ごみ		500円券	500円
		300円券	300円
		200円券	200円
		100円券	100円
施設に直接搬入する場合	家庭系	10kgまでごとに	60円
	事業系	10kgまでごとに	130円

※巻広域

② し尿

ア 一般世帯（定額制）

人頭割額 1人につき月額 370円

回数料 月1回を超える場合 1回につき 515円

イ 定額制により難いもの又は特別な事由があるもの（従量制）

区 分 (18ℓにつき)	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度～
新潟・黒埼地区	155円				155円
新津地区	127円	134円	141円	148円	
白根広域	112円	123円	133円	144円	
豊栄地区	152円	153円	153円	154円	
横越・亀田地区	131円	137円	143円	149円	
岩室地区	136円	141円	145円	150円	
巻地区	126円	133円	141円	148円	
西川・潟東地区	132円	138円	143円	149円	

(2) その他手数料

① 一般廃棄物処理業の許可等に係る申請手数料

(新潟市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例)

ア 法第7条第1項の規定による一般廃棄物収集運搬許可申請手数料	1件につき3,000円
イ 法第7条第2項の規定による一般廃棄物収集運搬許可更新申請手数料	1件につき3,000円
ウ 法第7条第6項の規定による一般廃棄物処分業許可申請手数料	1件につき3,000円
エ 法第7条第7項の規定による一般廃棄物処分業許可更新申請手数料	1件につき3,000円
オ 法第7条の2第1項の規定による一般廃棄物処理業事業範囲変更許可申請手数料	1件につき3,000円
カ 許可証再交付申請手数料	1件につき1,000円

② 一般廃棄物処理施設設置許可申請手数料

(以下、新潟市手数料条例)

ア 法第8条第4項に規定する一般廃棄物処理施設に係るもの	1件につき130,000円
イ その他の一般廃棄物処理施設に係るもの	1件につき110,000円

③ 一般廃棄物処理施設の変更許可申請手数料

ア 法第8条第4項に規定する一般廃棄物処理施設に係るもの	1件につき120,000円
イ その他の一般廃棄物処理施設に係るもの	1件につき100,000円

④ 一般廃棄物処理施設の譲受け(借受け)許可申請手数料

1件につき94,000円

⑤ 一般廃棄物処理施設設置法人合併(分割)許可申請手数料

1件につき94,000円

⑥ 産業廃棄物処理業の許可等に係る申請手数料

ア 産業廃棄物収集運搬業許可申請手数料	1件につき81,000円
イ 産業廃棄物収集運搬業許可更新申請手数料	1件につき73,000円
ウ 産業廃棄物処分業許可申請手数料	1件につき100,000円
エ 産業廃棄物処分業許可更新申請手数料	1件につき94,000円
オ 産業廃棄物収集運搬業の変更許可申請手数料	1件につき71,000円
カ 産業廃棄物処分業の変更許可申請手数料	1件につき92,000円
キ 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請手数料	1件につき81,000円
ク 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可更新申請手数料	1件につき74,000円
ケ 特別管理産業廃棄物処分業許可申請手数料	1件につき100,000円

コ 特別管理産業廃棄物処分業許可更新申請手数料	1 件につき 95,000 円
サ 特別管理産業廃棄物収集運搬業の変更許可申請手数料	1 件につき 72,000 円
シ 特別管理産業廃棄物処分業の変更許可申請手数料	1 件につき 95,000 円
⑦ 産業廃棄物処理施設設置許可申請手数料	
ア 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条第 4 項に規定する 産業廃棄物処理施設に係るもの	1 件につき 140,000 円
イ その他の産業廃棄物処理施設に係るもの	1 件につき 120,000 円
⑧ 産業廃棄物処理施設の変更許可申請手数料	
ア 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条第 4 項に規定する 産業廃棄物処理施設に係るもの	1 件につき 130,000 円
イ その他の産業廃棄物処理施設に係るもの	1 件につき 110,000 円
⑨ 産業廃棄物処理施設の譲受け(借受け)許可申請手数料	1 件につき 94,000 円
⑩ 産業廃棄物処理施設設置法人合併(分割)認可申請手数料	1 件につき 94,000 円
⑪ 使用済自動車再資源化業許可申請等手数料	
ア 使用済自動車引取業者登録申請手数料	1 件につき 3,000 円
イ 使用済自動車引取業者登録更新申請手数料	1 件につき 3,000 円
ウ 使用済自動車フロン類回収業者登録申請手数料	1 件につき 5,000 円
エ 使用済自動車フロン類回収業者登録更新申請手数料	1 件につき 5,000 円
オ 使用済自動車解体業許可申請手数料	1 件につき 78,000 円
カ 使用済自動車解体業許可更新申請手数料	1 件につき 70,000 円
キ 使用済自動車破砕業許可申請手数料	1 件につき 84,000 円
ク 使用済自動車破砕業許可更新申請手数料	1 件につき 77,000 円
ケ 使用済自動車破砕業の変更許可申請手数料	1 件につき 75,000 円
⑫ 熱回収施設認定申請手数料	
ア 産業廃棄物の熱回収施設認定申請手数料	1 件につき 33,000 円
イ 産業廃棄物の熱回収施設認定更新申請手数料	1 件につき 20,000 円
ウ 一般廃棄物の熱回収施設認定申請手数料	1 件につき 33,000 円
エ 一般廃棄物の熱回収施設認定更新申請手数料	1 件につき 20,000 円

第4章 ごみ処理事業

1 経緯及び現況	
(1) 経緯	31
(2) 平成 24 年度 処理計画フロー	31
2 新ごみ減量制度	
(1) 10 種 13 分別による高品質なリサイクルの推進	32
(2) 有料指定袋導入によるごみ減量	34
(3) 手数料収入の市民還元	35
(4) 市民・事業者・行政による協働の取り組み	36
3 「新潟市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」について	
(1) 概要	37
(2) 基本理念	37
(3) 数値目標	37
(4) 基本方針	37
4 ごみ収集処理実績	
(1) 平成 23 年度 ごみ処理実績フロー	38
(2) 収集ごみの推移	38
(3) 直接搬入ごみの推移	39
(4) 平成 23 年度 焼却施設搬入量内訳	39
(5) 平成 23 年度 埋立処分地搬入量内訳	40
(6) 平成 23 年度 中間処理(選別・破碎)施設搬入量内訳	40
(7) 平成 23 年度 資源化量内訳	40
5 ごみ質分析	
(1) 平成 23 年度 可燃物の分析	41
(2) 平成 23 年度 粗大ごみの受付個数	42

新潟市清掃事業概要

1 経緯及び現況

(1) 経緯

本市のごみ処理事業は、昭和39年開催の「新潟国体」を1つの契機として「きれいなまちづくり運動」を展開するとともに、それまでの収集用共同箱を廃止し、現在のようなポリ袋による定期回収（週3回）を確立した。

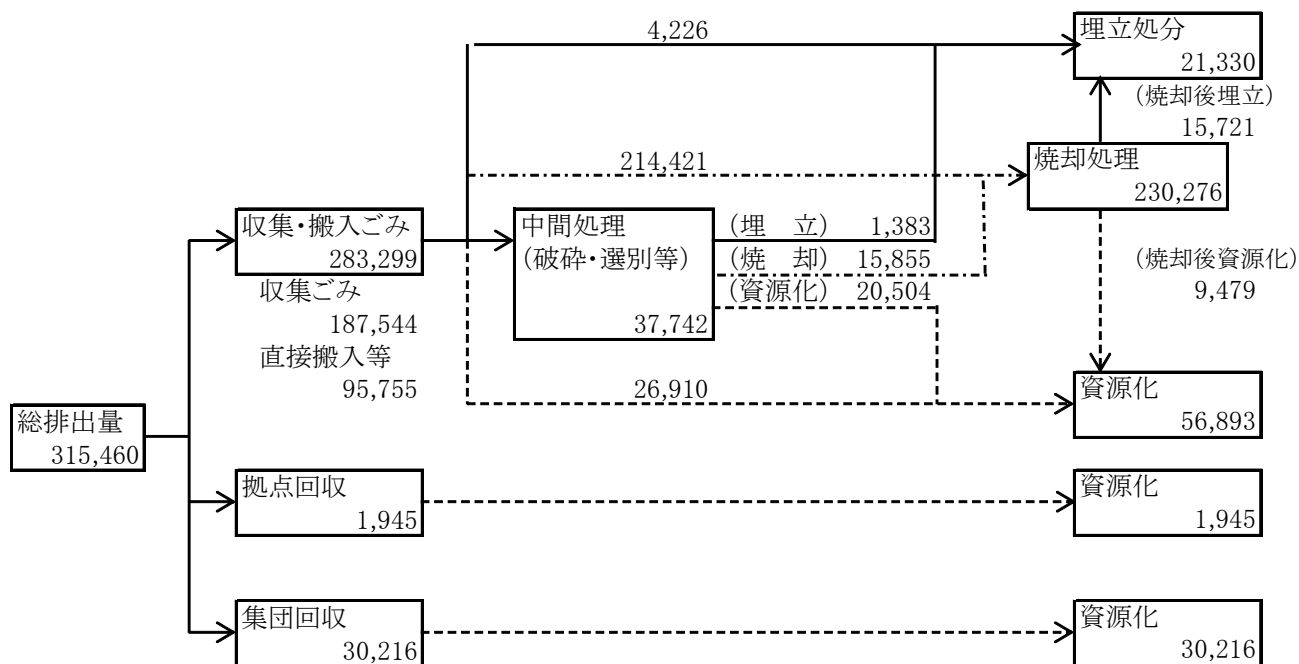
その後、プラスチック類が急増し、ごみの混合収集が焼却施設の管理面から困難となったため、昭和51年、プラスチック類を含む不燃ごみを「分別ごみ」として収集を開始した。また、廃乾電池等に起因する有害物質の影響が社会問題化したため、昭和60年度からこれらの分別収集を開始し、「普通ごみ」、「分別ごみ」、「粗大ごみ」と併せ4分別収集を行ってきた。

平成8年度には、埋立処分地の延命化、生活環境の保全と資源の有効活用の観点から、「びん・缶」と「プラスチック」を資源物として収集する6分別収集を西新潟地区で、平成9年度からは全市で開始するとともに、びん・缶の選別施設と啓発施設を併せ持つ資源再生センター（愛称：エコプラザ）と燃えないごみなどの資源化を図る新田清掃センター破砕施設を整備した。

平成12年度に黒埼町、平成16～17年度に新津市、白根市、豊栄市など近隣13市町村と合併し、ごみの収集・処理方法、手数料の金額等については、それぞれの合併前の制度を継続していたが、平成20年6月から新ごみ減量制度として、家庭系ごみについては、全市で10種13分別による分別区分の変更（巻広域は9種12分別）と有料指定袋制の導入を実施し、事業系ごみについては、事業系ごみ10分別の指針の策定と処理手数料の全市統一を行い、市民・事業者・行政が協働して、さらなるごみ減量を図っている。

(2) 平成24年度 処理計画フロー

(単位：t)



2 新ごみ減量制度

(1) 10種13分別による高品質なりサイクルの推進

平成20年6月1日からの新ごみ減量制度では、従来より分別品目を拡充し、10種13分別を基本に、可能な限り資源化を図り、最終的に焼却・埋立処分されるごみを極力削減するとともに、分別の徹底により、高品質なりサイクルを確保することとし、分別区分や、処理方法等の変更を行った。さらに、平成22年4月からは「飲料用びん」に「化粧品びん」も出せることとし、「飲食用・化粧品びん」として回収を開始した。なお、平成24年4月より巻広域においても「プラスチック製容器包装」の分別収集を開始した。

① 分別区分等

(平成24年4月1日現在)

区分		ごみの内容	収集回数	収集方法	手数料等	
全市 〔北区 東区 中央区 江南区 秋葉区 南区 西区(四ツ郷屋地区を除く) 西蒲区(中之口地区に限る)〕	ごみ	燃やすごみ	厨芥・皮革類など	週3回	ごみ集積場方式	有料 (指定袋)
		燃やさないごみ	金属類・ガラス類など	月1回		
		粗大ごみ	家具など	申込制	戸別収集	
	資源物	プラスチック製容器包装	カップ・パック類・トレイ類など	週1回	ごみ集積場方式	無料
		ペットボトル	飲食用のペットボトル	月2回		
		古紙類	新聞・雑紙・雑誌			
		飲食用・化粧品びん	飲食用のびん・化粧品びん			
		飲食用缶	飲食用の缶			
		枯葉・草	剪定した枝・木など	週1回		
		有害・危険物	乾電池・蛍光灯・スプレー缶など	月1回		
巻広域 ※岩室地区、巻地区、西川地区、潟東地区 〔西区(四ツ郷屋地区に限る) 西蒲区(中之口地区を除く)〕	ごみ	普通ごみ	厨芥・皮革類・金属類・ガラス類	週3回	ごみ集積場方式	有料 (指定袋)
		粗大ごみ	家具など	申込制		
	資源物	プラスチック製容器包装	カップ・パック類・トレイ類など	週1回	ごみ集積場方式	無料
		ペットボトル	飲食用のペットボトル	月2回		
		古紙類	新聞・雑紙・雑誌			
		飲食用・化粧品びん	飲食用のびん・化粧品びん			
		飲食用缶	飲食用の缶			
		枯葉・草	剪定した枝・木など	週1回		
		有害・危険物	乾電池・蛍光灯・スプレー缶など	月1回		

② ごみ集積場数 (平成24年4月1日現在)

北 区	1,251ヶ所	東 区	2,155ヶ所	中 央 区	3,232ヶ所
江 南 区	753ヶ所	秋 葉 区	1,428ヶ所	南 区	1,324ヶ所
西 区	27,10ヶ所	西 蒲 区	1,180ヶ所	合 計	14,033ヶ所

③ 搬入施設 (平成24年4月1日現在)

区 分	収集主体	搬 入 先
燃やすごみ (巻広域地区は普通ごみ)	委託 直営	○ 新田清掃センター焼却施設 ○ 亀田清掃センターごみ焼却施設 ○ 新津クリーンセンター焼却施設 ○ 豊栄郷清掃施設処理組合 豊栄環境センター焼却施設 ○ 鎧漕クリーンセンター
燃やさないごみ (巻広域地区は除く)	委託	○ 新田清掃センター破碎施設 ○ 新津クリーンセンター粗大ごみ処理施設 ○ 白根グリーンタワーストックヤード ○ 豊栄郷清掃施設処理組合 豊栄環境センター不燃物処理施設
粗大ごみ	委託	○ 亀田清掃センター粗大ごみ処理施設 ○ 新津クリーンセンター粗大ごみ処理施設 ○ 白根グリーンタワー粗大ごみ処理施設 ○ 鎧漕クリーンセンター
プラスチック製容器包装	委託	○ 民間処理施設 ○ プラスチック選別施設(白根環境事業所内)
ペットボトル	委託	○ 民間処理施設 ○ プラスチック選別施設(白根環境事業所内) ○ プラスチック選別施設(豊栄環境センター内)
飲食用・化粧品びん	委託	○ 民間処理施設 ○ 鎧漕クリーンセンターリサイクルプラザ
飲食用缶	委託	○ 資源再生センター ○ 新津クリーンセンター粗大ごみ処理施設 ○ 白根グリーンタワー粗大ごみ処理施設 ○ 鎧漕クリーンセンターリサイクルプラザ
有害・危険物	委託	○ 新田清掃センター破碎施設(一時保管) ○ 亀田一般廃棄物処理場(一時保管)
古紙類	委託	○ 民間処理施設
枝葉・草	委託	○ 赤塚埋立処分地(一時保管) ○ 亀田一般廃棄物処理場(一時保管) ○ 白根環境事務所(一時保管)

④ 自己搬入ごみの搬入先等区分（平成 24 年 4 月 1 日現在）

搬入先	対象地域	区 分
新田清掃センター	北区、東区、中央区、江南区、秋葉区、西区（四ツ郷屋地区を除く）、西蒲区（中之口地区に限る）	燃やすごみ、燃やさないごみ、粗大ごみ
亀田清掃センター	北区、東区、中央区、江南区、秋葉区、西区（四ツ郷屋地区を除く）、西蒲区（中之口地区に限る）	燃やすごみ、燃やさないごみ、粗大ごみ
新津クリーンセンター	北区、東区、中央区、江南区、秋葉区、西区（四ツ郷屋地区を除く）、西蒲区（中之口地区に限る）	燃やすごみ、燃やさないごみ、粗大ごみ
白根グリーンタワー	北区、東区、中央区、江南区、秋葉区、西区（四ツ郷屋地区を除く）、西蒲区（中之口地区に限る）	燃やすごみ、燃やさないごみ、粗大ごみ
豊栄環境センター	北区（事業系ごみは、豊栄地区に限る）	燃やすごみ、燃やさないごみ、粗大ごみ
鎧潟クリーンセンター	西蒲区（中之口地区を除く）、西区（四ツ郷屋地区に限る）	普通ごみ、粗大ごみ

(2) 有料指定袋導入によるごみ減量

従来、地域により異なっていたごみ処理手数料について統一を図り、ごみ減量とリサイクルの推進および分別の徹底の観点から、家庭系ごみは、燃やすごみ・燃やさないごみは指定袋により、粗大ごみは処理券により有料とした。

また、事業系ごみは、事業者の自己処理責任に基づき、ごみステーションへの排出は禁止し、排出抑制・リサイクルの推進を図り、焼却場へ持ち込む場合は、重量に応じた単純従量制とした。

① ごみ処理手数料(平成 20 年 6 月 1 日から)

燃やすごみ	指定袋・大(450)	45 円/枚
	指定袋・中(300)	30 円/枚
	指定袋・小(200)	20 円/枚
	指定袋・極小(100)	10 円/枚
	指定袋・超極小(50)	5 円/枚
燃やさないごみ	指定袋・大(450)	45 円/枚
	指定袋・中(300)	30 円/枚
	指定袋・小(200)	20 円/枚
	指定袋・極小(100)	10 円/枚
	指定袋・超極小(50)	5 円/枚
粗大ごみ		500 円以内で品目ごとに規則で定める額
清掃工場等へ 自ら搬入する場合	家庭系	10kg までごとに 60 円
	事業系	10kg までごとに 130 円

(3) 手数料収入の市民還元

手数料収入については、資源循環型社会促進策、地球温暖化対策及び地域コミュニティ活動の振興などに資するよう市民還元し、また、使途の決定にあたっては、市民代表も含めた検討会議を開催し透明性を確保することとした。

平成23年度 ごみ処理手数料の市民還元事業

事業名	制度概要
(1) 分別意識の向上と啓発	<ul style="list-style-type: none"> ○ 広報紙の発行，アパート・マンション入居者への啓発 ○ ごみ減量・リサイクル推進月間におけるごみマナー強化の取組み【拡充】
【新規】	
(2) クリーンにいがた推進員育成事業	<ul style="list-style-type: none"> ○ クリーンにいがた推進員への研修会，施設見学会などを実施し，推進員を中心に，地域における廃棄物の適正な分別・排出，環境意識の普及啓発を図り，地域に密着した活動を推進
(3) 古紙資源化の一層の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 集団回収：回収団体へ6円/kgの奨励金を交付など ○ 行政収集：コミュニティ協議会へ3円/kgの支援金の交付
【新規】	
(4) 古布・古着の拠点回収費	<ul style="list-style-type: none"> ○ 拠点数：市内8ヶ所
(5) ごみ集積場設置等補助金	<ul style="list-style-type: none"> ○ 補助率3/4 上限額15万円/集積場
(6) 特殊ネットの譲与	<ul style="list-style-type: none"> ○ カプサイシン成分入り特殊ネット（カラス対策）
(7) 家庭系生ごみ減量化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 堆肥化処理容器（コンポスト等）の減額販売，家庭用電動生ごみ処理機購入費助成：補助率1/2 上限額2万円 ○ 家庭用電動生ごみ処理機から発生する乾燥生ごみ堆肥化及び生ごみ水切り運動の推進【拡充】
(8) 地域清掃等への助成	<ul style="list-style-type: none"> ○ 環境美化活動費への助成：補助率 4/5 （補助基準額@250円*参加者数） ○ 不法投棄処理費への助成：補助率10/10 特定廃家電，バッテリーなどの処理費実額を助成
(9) 不法投棄・違反ごみ対策	<ul style="list-style-type: none"> ○ 不法投棄・違反ごみ対策：パトロール委託，監視カメラ等の設置，廃家電等不法投棄物の処理 ○ ごみ集積場持ち去り防止対策：パトロール委託，看板作製 配布など【拡充】
(10) 環境教育・環境学習に対する支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 副読本の作成配布：小学生用・中学生用・にいがた市民キャンパス用 ○ 環境教育推進：実践校を設定し環境教育を実施【拡充】
(11) ごみ出し支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自治会等が取り組む，高齢者など，ごみ出しが困難な世帯に対する活動費に対する支援
(12) バイオマス利活用	<ul style="list-style-type: none"> ○ 菜の花プランを実施するとともに，家庭から排出される廃天ぷら油を回収・再利用
【新規】	
(13) 防犯灯設置補助金	<ul style="list-style-type: none"> ○ LED灯等の環境配慮型防犯灯の導入促進のため，防犯灯設置 補助率を上乘せ：環境配慮型補助率2/3（その他の補助率1/2）
(14) 地域活動への支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新潟市地域活動補助金「市民生活部所管」コミュニティ協議会・NPO等に対する補制度を一本化し，課題解決のための活動を支援：補助率10/10 限度額20万円/事業【拡充】

(4) 市民・事業者・行政による協働の取り組み

平成 20 年 6 月 1 日からの新ごみ減量制度の開始にあわせて、市民、事業者、行政の協働による三者一体となった取り組みを推進している。

① クリーンにいがた推進員制度

平成 20 年 2 月から、3R（発生抑制・再使用・再生利用）・適正な分別排出・環境美化の促進及び普及啓発について、地域のリーダーとしての役割を担うことを目的として活動を行っている。

ア 活動内容

- 地域住民に対するごみの分別、排出及び再生利用の促進に関する指導・助言。
- 地域における美化活動の促進と環境意識の普及啓発。
- 一般廃棄物の減量の推進及び生活環境の保全に関し、市と地域住民との連絡及び調整。
- 市の環境事業に関する調査、情報収集等の協力。

イ クリーンにいがた推進員数 5,469 人(平成 24 年 7 月末現在)

② 事業所におけるごみ減量・リサイクルの推進

事業所における事業系ごみの適正な処理や、ごみの減量やリサイクルの向上を自発的に推進していただく事を目的として、事業系ごみ 10 分別の指針等からなる「事業系ごみ・リサイクルガイドライン」を策定した。また、平成 20 年 6 月 1 日から事業系ごみの処理手数料について全市統一を行い、あわせて従来 2 焼却場で行われていた事業系古紙類の搬入規制について、市の全焼却施設に拡大して実施している。

3 「新潟市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」について

(1) 概要

本計画は、本市におけるごみ処理の現状・課題をふまえ学識経験者や市民代表からなる清掃審議会における議論を経て策定され、長期的・総合的視点に立った計画的なごみ処理の基本方針となるものである。その内容は、ごみの発生から最終処分に至るまでの適切な処理を進めるために必要な基本的事項を定めるもので、現計画は平成19年6月に策定された前計画を平成24年2月に全面改定し、平成24年度から平成31年度まで8年間を計画期間としている。

(2) 基本理念

循環型社会と低炭素社会・自然共生社会を統合的に構築し、本市が、持続的に発展するため市民・事業者・市が一体となって「環境先進都市」の実現に向けた取り組みを加速させていくこととする。

(3) 数値目標

区分	平成31年度（最終目標）	平成22年度（実績）
1人1日あたりの家庭系ごみ量	474g（△20g）	494g
事業系ごみ排出量	74,500t（△9,893t）	84,393t
リサイクル率	30.9%（+3.9%）	27.0%
最終処分量	21,800t（△32%）	32,092t

(4) ごみ処理の基本方針

基本方針1：家庭系ごみを減らす3R運動の推進と三者協働

さらなる分別の徹底に努め、資源となるごみについては可能な限り資源化を図る。また、三者協働の理念に基づき市民一人一人のごみ減量意識を高め、3Rの優先順位に即した取り組みを推進する。

基本方針2：事業系ごみの排出抑制と資源化の推進

市の事業系ごみの制度の周知徹底を図り、ごみの減量と資源化可能なものとの分別を推進する。また、資源物の搬入規制の強化など積極的な指導に取り組む。

基本方針3：違反ごみ対策ときれいなまちづくりの推進

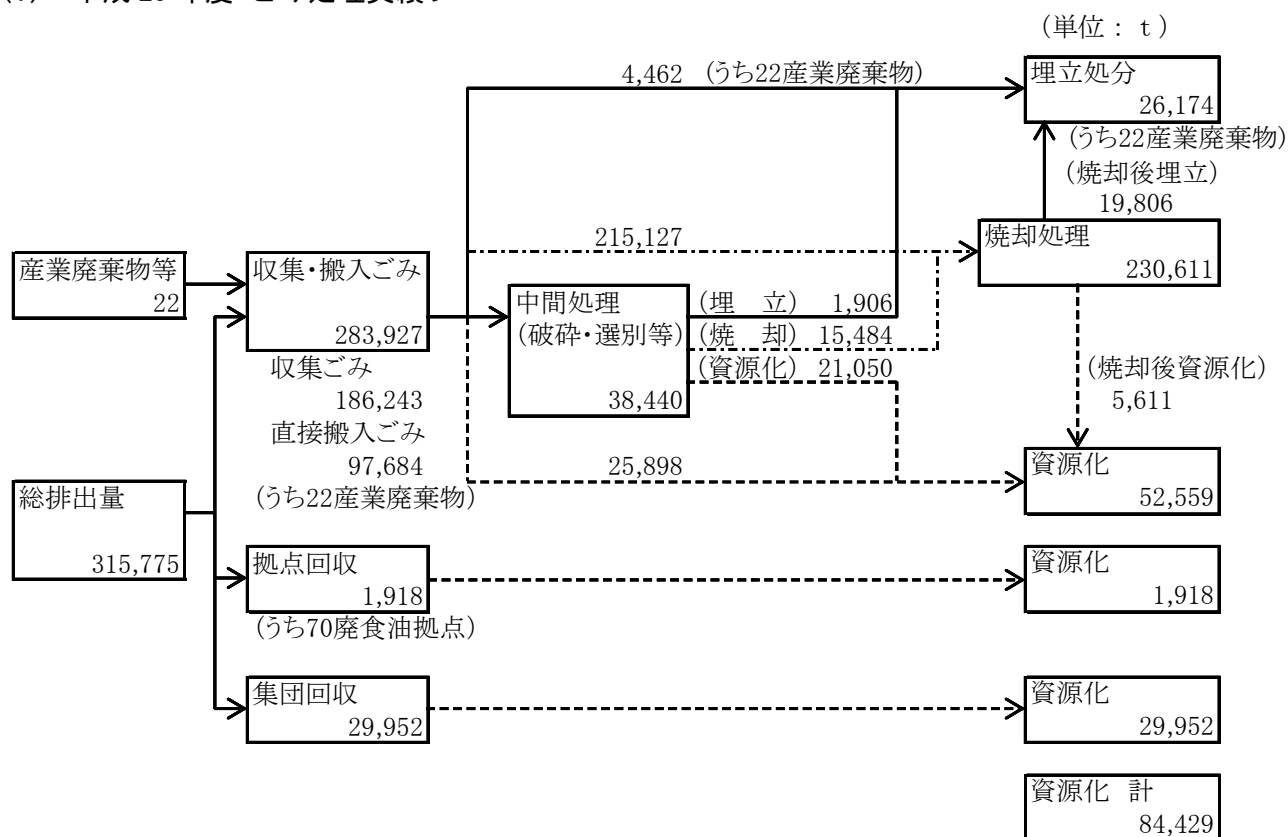
地域住民の良好な生活環境を保持し安心・安全なごみ出し環境を維持するため、ごみ集積場における違反ごみや、ごみ・資源物の持ち去り行為などへの対策を強化する。併せて、一斉清掃等の地域の取り組みを支援・促進するとともに、ぼい捨て等及び路上喫煙の防止に関する条例のさらなる周知及び啓発を図る。

基本方針4：収集・処理体制の整備

市民・事業者のごみ減量化の努力と少子高齢社会の進展に伴い今後ごみ量が減少していく中で、安定的かつ効率的なごみの収集・処理体制を構築するとともに、廃棄物処理施設のあり方の検討を進める。また、大規模な災害が発生した場合においても十分に対応できるよう、真に実効性のある体制を整備する。

4 ごみ収集処理実績

(1) 平成 23 年度 ごみ処理実績フロー



(2) 収集ごみの推移

(単位：t)

区 分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	23年度		23年度 収集台数 延稼働数 (台)
						直営	委託	
燃やすごみ ※1	175,304	145,648	135,313	133,399	133,511	6,109	127,402	77,138
燃やさないごみ	10,938	7,030	3,692	3,510	3,856		3,856	3,521
粗大ごみ	8,321	7,607	3,082	3,267	3,265		3,265	7,418
プラスチック製容器包装	15,129	12,273	9,982	9,667	9,413		9,413	13,256
ペットボトル	497	1,146	1,269	1,295	1,248		1,248	5,448
飲食用・化粧品びん	9,211	9,258	6,786	6,816	6,835		6,835	6,777
飲食用缶			2,448	2,268	2,425		2,425	6,626
古紙類	5,134	10,344	10,663	10,117	10,119		10,119	
枝葉・草	11	10,512	14,834	15,263	15,090		15,090	9,971
有害・危険物	302	448	500	492	481		481	2,096
計	224,847	204,266	188,569	186,094	186,243	6,109	180,134	132,251
指数 (19年度=100)	100%	91%	84%	83%	83%			

※1 巻広域の「普通ごみ」を含む

※上記区分は平成20年6月以降の分別区分であり、それ以前は地域ごとに分別区分が異なるが、この区分の同種のものに振り分けている

※化粧品びんの分別収集は22年度から開始

(3) 直接搬入ごみの推移

(単位：t)

区分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	23年度 搬入台数 (台)
許可ごみ	79,667	77,210	78,591	80,018	80,535	52,488
可燃ごみ	68,474	67,634	69,929	71,514	73,010	43,667
不燃ごみ	10,743	9,278	8,390	8,214	7,328	8,821
資源	450	298	272	290	197	
家庭系直接搬入	6,038	6,312	5,855	8,107	7,544	
可燃ごみ	3,495	2,833	2,449	2,859	2,975	
不燃ごみ	2,543	3,244	3,085	4,867	4,251	
資源	0	235	321	381	318	
事業系直接搬入	17,413	15,181	11,233	10,333	9,583	
可燃ごみ	9,274	8,688	6,530	5,925	5,631	
不燃ごみ	7,230	5,551	4,103	3,827	3,450	
資源	909	942	600	581	502	
合計	103,118	98,703	95,679	98,458	97,662	
可燃ごみ	81,243	79,155	78,908	80,298	81,616	
不燃ごみ	20,516	18,073	15,578	16,908	15,029	
資源	1,359	1,475	1,193	1,252	1,017	

※平成20年5月までは家庭系・事業系の区別が無かったため、区別のつかないものについては全て事業系とした。

(4) 平成23年度 焼却施設搬入量内訳

(単位：t)

区分	搬入計	新田清掃 センター	亀田清掃 センター	新津 クリーン センター	白根 グリーン タワー	豊栄環境 センター	鎧潟 クリーン センター
収集	133,511	36,937	57,362	11,352	8,715	7,850	11,295
直接搬入	81,616	32,625	30,452	3,606	3,841	4,895	6,197
残渣等	15,484	5,355	6,792	1,223	810	135	1,169
計	230,611	74,917	94,606	16,181	13,366	12,880	18,661
産業廃棄物	0						
他都市災害ごみ	0						
合計	230,611	74,917	94,606	16,181	13,366	12,880	18,661

(5) 平成 23 年度 埋立処分地搬入量内訳

(単位：t)

区 分	搬入計						
	赤塚埋立地	太夫浜埋立地	白根埋立地	江楓園	亀田埋立地	福井埋立地	
収集	0						
直接搬入	4,440	2,508	1,060	250	622		
残渣等	21,712	7,841	6,116	212	1,995	1,090	
計	26,152	10,349	7,176	212	2,245	1,090	
産業廃棄物	22	22					
他都市災害ごみ	0						
合計	26,174	10,371	7,176	212	2,245	1,090	

(6) 平成 23 年度 中間処理（破碎・選別等）施設搬入量内訳

(単位：t)

区 分	搬入計	施設搬入量内訳								
		亀田清掃センター(粗大)	新潟クリーンセンター(粗大)	白根グリーンタワー(粗大)	豊栄環境センター(粗大)	資源再生センター(選別)	新田清掃センター(破碎)	鎧湯クリーンセンター(選別)	亀田一般廃棄物処理場(選別)	その他
収 集	27,163	2,960	686	723	201	1,885	2,957	892	94	16,765
直 接 搬 入	11,277	887	1,153	331	321	18	7,036	2	1	1,528
他中間処理施設 ※1	0	55	△ 16	60	0	6	△ 24	25	0	△ 106
計	38,440	3,902	1,823	1,114	522	1,909	9,969	919	95	18,187
焼 却 残 渣	15,484	3,078	1,338	627	132	67	8,305	40	25	1,872
埋 立 残 渣	1,906	0	194	160	189	412	315			636
資 源 化	21,050	824	291	327	201	1,430	1,349	879	70	15,679

※1 マイナスの数値は、中間処理残渣を再中間処理した量を表す(中間処理量の2重計上をしないため)

(7) 平成 23 年度 資源化量内訳

(単位：t)

区 分	資源化計	資源化内訳							
		プラスチック類	ペットボトル	ガラス類(びん等)	金属類(缶等)	古紙類	枝葉・草	有害物	その他
焼却処理後資源化	5,611				634				4,977
中間処理後資源化	21,050	8,365	1,048	6,397	4,593				647
直接資源化	57,768		904	12	41	40,894	15,370	303	244
合計	84,429	8,365	1,952	6,409	5,268	40,894	15,370	303	5,868

5 ごみ質分析

(1) 平成23年度 可燃物の分析

試料採取場所		新田清掃 センター	亀田清掃 センター	新津クリー ンセンター	白根グリー ンタワー	豊栄環境 センター	鑑潟クリー ンセンター
ご み の 種 類 組 成	紙	40.0%	40.1%	48.7%	52.4%	59.7%	47.6%
	プラスチック	23.5%	19.8%	16.6%	21.2%	19.0%	14.3%
	繊維（布類）	14.3%	18.1%	（紙に含む）	（紙に含む）	（紙に含む）	（紙に含む）
	木・竹・わら類	4.9%	6.7%	9.2%	5.2%	10.4%	3.9%
	ちゅう芥類	14.6%	9.7%	17.7%	12.2%	9.6%	19.6%
	不燃物	2.1%	0.7%	3.7%	2.1%	0.9%	11.8%
	雑物	0.6%	4.9%	4.1%	6.9%	0.4%	2.8%
嵩比重		0.18 t/m ³	0.20 t/m ³	0.18 t/m ³	0.15 t/m ³	0.16 t/m ³	0.19 t/m ³
3 成 分	水分	46.2%	46.9%	57.3%	47.3%	47.9%	56.8%
	灰分	5.2%	5.0%	5.1%	6.2%	5.8%	9.3%
	可燃分	48.6%	48.1%	37.6%	46.5%	46.3%	33.9%
低位発熱量		2,508 kcal/kg	2,322 kcal/kg	1,157 kcal/kg	1,808 kcal/kg	1,798 kcal/kg	1,187 kcal/kg
調査回数		12回	12回	6回	4回	4回	4回

(2) 平成 23 年度 粗大ごみの受付個数

	品 目	21年度	22年度	23年度
家電類	オーディオ機器	2,183	2,086	2,440
	こたつ	3,478	4,105	4,199
	照明器具	1,878	1,866	1,838
	炊飯器	487	463	398
	扇風機	2,772	3,192	2,853
	掃除機	2,994	2,875	2,690
	電子レンジ	5,613	5,485	5,300
	その他家電	6,147	6,113	5,473
	小計	25,552	26,185	25,191
家具類	カーペット類	14,318	15,444	14,613
	カーテン・ブラインド等	3,247	3,314	3,241
	机・椅子	32,952	37,208	38,055
	たんす	6,092	6,677	6,991
	棚	4,261	4,839	5,148
	その他収納家具	20,702	23,241	24,416
	その他	19,997	21,976	20,784
	小計	101,569	112,699	113,248
寝具	スプリングマットレス	3,065	3,562	3,724
	ベッド類	5,002	5,450	5,468
	マットレス	4,214	4,797	4,938
	布団・毛布等	39,650	43,862	43,987
	座布団	1,685	1,948	1,977
	小計	53,616	59,619	60,094
スポーツ用品	自転車(電動含む)	19,200	18,757	17,817
	ゴルフ用具	1,390	1,568	1,720
	スキー用具	2,397	2,395	2,560
	その他	1,906	2,018	2,188
	小計	24,893	24,738	24,285
アウトドア用品		1,437	1,566	1,493
健康用具	マッサージ機等	1,684	1,955	1,903
ガス・石油器具	ガスコンロ・ストーブ等	22,195	20,614	19,204
子ども用品		4,437	4,826	5,051
ペット用品		1,471	1,496	1,609
園芸用品		1,072	1,239	1,177
楽器		802	877	916
その他		16,504	32,737	33,964
合 計		255,232	288,551	288,135

第5章 減量化・資源化・環境美化

1 減量化・資源化事業	
(1) 集団資源回収事業	43
(2) 資源物の拠点回収事業	44
(3) 家庭系生ごみのリサイクル	44
(4) 廃天ぷら油の拠点回収事業	45
(5) 学校給食残渣等再生処理事業	45
(6) ごみ減量化・資源化協力店制度	45
(7) 事業系ごみ減量化対策事業	46
(8) 事業系古紙リサイクル事業	46
2 啓発事業	
(1) 広報活動	46
(2) 副読本の作成	46
(3) 清掃ポスターの募集	46
(4) 環境フェアの開催	46
(5) 環境美化奉仕活動表彰	46
3 リサイクルプラザ事業	
(1) 資源再生センター（エコプラザ）事業	47
(2) 新田清掃センター啓発事業	49
(3) 新津リサイクル館事業	50
(4) 鎧潟クリーンセンター啓発事業	50
4 環境美化運動	
(1) きれいなまちづくり運動	51
(2) 海岸一斉清掃	51
(3) 鳥屋野潟一斉清掃	52
(4) 海水浴場臨時ごみ集積所の設置	52
(5) 環境美化整備等補助	52
(6) 各区における一斉清掃等	52
5 余熱利用	
(1) ふれあい健康センター（アクアパークにいがた）	53
(2) 亀田清掃センター附属休憩所（田舟の里）	54
(3) 舞平清掃センター附属休憩所	54
(4) その他	54
6 施設見学	
(1) 新田清掃センター	55
(2) 亀田清掃センター	55
(3) 白根グリーントワー	55
(4) 鎧潟クリーンセンター	55
(5) 新津クリーンセンター	55
(6) 舞平清掃センター	55

新潟市清掃事業概要

1 減量化・資源化事業

(1) 集団資源回収事業

本市では、昭和53年4月から市民運動として自治会・婦人会等を対象にした集団資源回収運動を提唱し地域のリサイクル活動を推進してきたが、さらなる活動の拡大を図るため、平成5年6月に奨励金制度を創設し、回収量1kgあたり3円の奨励金交付を開始した。その後、平成7年4月からは4円、平成9年からは5円に奨励金を引き上げ、平成13年4月には、古紙を重点的に回収するため、6円に引き上げるとともに、びん・缶の奨励金交付を廃止した。また、回収に必要な用具の貸し出しや倉庫への補助等も実施している。なお、16年度は合併前の地区の制度で実施していたが、17年度から制度を統一した。

① 登録団体数

年 度	H19	H20	H21	H22	H23
累計団体数	1,559	1,630	1,665	1,694	1,735

② 回収実績

(単位：t)

区 分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
古紙類	新聞	16,944	18,011	17,832	17,566	17,073
	雑誌	5,887	7,321	7,252	7,313	7,522
	段ボール	3,892	4,959	5,084	5,251	5,273
	牛乳パック	8	5	5	3	4
	古繊維	0.5	0.16	2	29	27
	小計	26,731	30,296	30,175	30,162	29,899
その他	空きびん	21	14	13	12	12
	空き缶	50	57	47	43	41
	小計	71	71	60	55	53
奨励金額	160,391千円	181,776千円	181,049千円	180,972千円	179,395千円	

(2) 資源物の拠点回収事業

資源物収集や集団回収を補完し、幅広くリサイクルの受け皿を確保するため、以下のとおり資源物の拠点回収を実施している。

① 古紙

平成12年8月からエコープラザで古紙の拠点回収を開始し、平成23年度末現在、26ヶ所の公共施設等で拠点回収を実施している。

② ペットボトル

平成9年6月から公共施設等で拠点回収を開始し、平成23年度末時点で、266ヶ所で実施している。

③ 牛乳パック

豊栄地区の区役所等14ヶ所で拠点回収を実施している。

④ 乾電池

平成20年6月から資源化協力店等で拠点回収を開始し、平成23年度末時点で、126ヶ所で実施している。

⑤古布・古着

平成 22 年 4 月にモデル事業として、市内 3 ヶ所で拠点回収を開始し、平成 23 年 6 月に 5 か所拠点場所を増加し、計 8 ヶ所で実施している。

拠点回収量の推移及び平成 23 年度末拠点数

(単位：t)

区 分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	拠点数
古紙類	1,446	1,132	961	955	859	40ヶ所
ペットボトル	482	683	713	785	776	266ヶ所
トレイ・透明パック	13	13	11	9	8	28ヶ所
乾電池	0	29	42	55	58	126ヶ所
古布	0	0	0	140	147	8ヶ所
計	1,941	1,857	1,727	1,944	1,848	468ヶ所

(3) 家庭系生ごみのリサイクル（処理容器減額販売・電動処理機購入費補助）

可燃ごみで大きな比重を占める生ごみの堆肥化を推進するため、平成 3 年度、市民 50 人にコンポスト利用のモニターを依頼したうえ、平成 4 年度から減額販売を開始した。平成 8 年度からは、EMボカシ容器の減額販売も開始するとともに、平成 15 年度からは電動生ごみ処理機の補助制度も開始した。

なお、平成 16 年度は合併前地区の制度で実施していたが、合併とあわせて制度を統一した。

区 分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	※累計
コンポスト容器（基）	545	883	498	441	206	21,791
EMボカシ容器（セット）	410	517	281	246	145	9,300
電動生ごみ処理機（基）	320	953	147	78	68	4,481

※ 累計欄には制度開始時からの累計数を記載

(4) 廃天ぷら油の拠点回収事業

平成 19 年 6 月より、家庭から排出される廃天ぷら油の拠点回収を実施しており、回収した廃天ぷら油は、バイオディーゼル燃料に精製して公用車に使用している。

	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
廃天ぷら油回収量	家庭分 7 kl	家庭分 30 kl	家庭分 32 kl	家庭分 37 kl	家庭分 35 kl

(5) 学校給食残渣等再生処理事業

食品廃棄物の減量のため、市内の直営給食実施校から排出される学校給食残渣を資源として再利用している。収集された学校給食残渣は舞平清掃センターと民間施設に搬入され、堆肥へと製品化される。舞平清掃センターの堆肥は市民配布や学校農園等で利用され、民間施設の堆肥は地元農協等を通じて農家へ販売されている。

また、学校給食残渣を収集・堆肥化している学校以外に、自校で資源化している学校もあり、平成23年度末時点で、給食実施校155校全ての学校が学校給食の資源化に取り組んでいる。

学校給食残渣の資源化の状況(平成23年度)

(単位：校・園)

	幼稚園	小学校	中学校	養護学校	合計
給食実施校	11	113	29	2	155
収集堆肥化	6	99	24	2	131
自校で資源化 (養豚の飼料含)	5	14	5	-	24
ごみとして処分	-	-	-	-	-

学校給食残渣の搬入量

	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
舞平清掃センター	168 トン	190 トン	180 トン	209 トン	155 トン
民間施設	315 トン	335 トン	323 トン	284 トン	294 トン
合計	483 トン	525 トン	503 トン	493 トン	449 トン

(6) ごみ減量化・資源化協力店制度

平成5年度から簡易包装の推進や資源物の店頭回収等に努めている小売店等を、ごみ減量化・資源化協力店として認定し広くPRすることで、消費者・販売店・市が一体となったごみ減量の取り組みを促進してきた。

平成23年度末で、162店舗が認定されている。



(7) 事業系ごみ減量化対策事業

事業所のごみ減量、適正処理を促進するため、大規模事業用建築物等に対し、立入検査、指導及び情報提供等を実施し、中小事業所に対しても事業系ガイドラインを配布し、適正な排出指導を行っている。

また、事業系可燃ごみの約半分を占める紙類の資源化を推進し、ごみの減量化を図るため、平成 17 年 10 月から新田、亀田焼却場でのみ行っていた再生可能な紙ごみの焼却場への搬入規制を平成 20 年 6 月から全施設に拡大して実施し、焼却場での目視検査・荷下ろし検査のほか、事業所へのパンフレットの配布・訪問依頼・説明会等を実施し、事業系古紙のリサイクルを図っている。

2 啓発事業

(1) 広報活動

ごみの減量化・資源化、分別の徹底、ごみ出しマナー、不法投棄の防止等について、市広報紙、リーフレット、チラシ、ごみカレンダー等の配布による PR を実施している。また、転入者向けのパンフレット「ごみ分別百科事典」（日本語版・外国語版）を配付している。

(2) 副読本の作成

社会科で廃棄物処理について学習する小学校 4 年生に、ごみの減量化やリサイクルについて理解を深めてもらうため、副読本「ごみってなあに？」を作成し配付している。

○市内小学校：119 校に配布，合計 8,178 部配布(平成 23 年度実績)

(3) 清掃ポスターの募集

昭和 47 年度から、ごみマナー向上を呼びかける清掃ポスターを市内の小中学生から募集し、その中から選ばれた金賞作品を印刷して、各自治・町内会、小学校等で掲示している。

○応募校：6 校　　応募総数：315 点(平成 23 年度実績)

(4) 環境フェアの開催

新潟市で開催される、環境フェアにおいて、「ぼい捨て・路上喫煙防止条例」の周知活動や、環境に関するクイズなどを実施し、環境問題に対する市民の意識高揚を図った。また、リサイクルに関する周知啓発を行った。

○平成 23 年度開催内容

◦開催日時：10 月 2 日　午前 10 時～午後 4 時

◦フェア来場者数：17,930 人

(5) 環境美化奉仕活動表彰

平成 4 年度から、地域の環境美化活動を積極的に行い、きれいなまちづくりの促進に努めている個人・団体を表彰し、その功績をたたえている。

○平成 23 年度表彰　個人：4 名，　団体：8 団体

3 リサイクルプラザ事業

(1) 資源再生センター（エコプラザ）事業

資源再生センターは、ごみの減量やリサイクルについて学習したり、体験したりする事ができる啓発施設と「飲食用缶」の選別施設が一体となった施設である。啓発施設については、平成23年度から、指定管理者による管理・運営がされている。なお、「エコプラザ」とは、一般公募により名付けられた愛称である。

① リサイクル提供事業

家庭で不要になった家具や電化製品等を市民から無償で提供してもらい、清掃と簡単な補修を行ったのち、展示し抽選により提供している。なお、当選者には寄附をお願いしており、寄付はエコ団体またはリサイクル事業者などが行う緑化イベントへの補助として活用している。

区分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
展示回数(回)	12	12	12	12	12
展示点数(点)	1,083	1,209	1,383	1,343	1,376
申込者数(人)	10,802	11,497	11,974	9,789	10,242
募金額(円)	551,177	552,760	594,822	560,955	553,836

② リサイクル情報登録バンク

有償・無償を問わず「譲りたい」あるいは「譲ってもらいたい」物がある市民の情報を登録し、交換の仲立ちをしている。

区分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
ゆずります(件)	155	323	132	126	51
ゆずってください(件)	144	388	224	149	95
成立数(件)	37	99	45	31	19

③ リサイクル体験講座・講習会の開催

ア 夏休みリサイクル体験教室

夏休み子どもたちを対象に、工場内の見学とボトルクラフト等を体験

区分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
回数(回)	6	6	6	6	9
参加者(人)	37	20	51	35	144

イ サンデーリサイクル・講習会

包丁とぎ、エコクッキング、不要になった布から布ぞうり作りなど

開催数 109回 参加者 1,096人(平成23年度実績)

④ リサイクルフェスティバル

ごみの減量やリサイクルの普及・啓発を行うため、10月のリサイクル月間にあわせ開催している。

開催日	平成23年10月9日(日)	
来館者数	1,340人	
催し物	リサイクルマーケット	一般42店が参加
	リサイクル体験コーナー	廃油でエコキャンドル、牛乳パックでおもちゃ作り、エコガラスでアクセサリ作り、EMボカシで寄せ植えづくり、省エネクッキング教室
	展示コーナー	展示提供、環境パネル展、ボトルクラフト展
	お楽しみ劇場	ニイガタパフォーマンンスクールライブ、市民ライブ、環境紙芝居
	PRコーナー	環境講座、風力発電、クイズラリー

⑤ 施設貸出

ごみの減量やリサイクル、環境問題に関係した活動に対し、施設を無料で貸出している。

室名	定員(人)	用途	利用者数(人)				
			19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
大研修室	100	講演会・催物会場等	434	435	80	90	852
研修室	10	少人数の打合せ等					7
実習室	30	リサイクル体験学習等			8	3	
講座室1	20	講習会・リサイクル体験学習等				2	
講座室2	20		167	147	140	160	165

⑥ 図書・ビデオ・DVDの貸出

ごみ・環境問題についての図書、ビデオ、DVDの閲覧・貸出を行っている。

区分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
図書貸出(冊)	219	203	135	51	70
ビデオ貸出(本)	35	25	5	2	12
DVD貸出(本)	28	17	8		

⑦ 施設見学案内

選別施設内の見学者通路からの施設案内に加え、ごみの減量やリサイクルについて啓発を行っている。

区分	19年度		20年度		21年度		22年度		23年度	
	団体数	見学者	団体数	見学者	団体数	見学者	団体数	見学者	団体数	見学者
	(団体)	(人)	(団体)	(人)	(団体)	(人)	(団体)	(人)	(団体)	(人)
団体見学	184	6,141	161	4,927	120	4,205	94	3,701	87	3,224
一般見学	-	15,396	-	16,716	-	18,237	-	15,935	-	15,817
計	184	21,537	161	21,643	120	22,442	94	19,636	87	19,041

(2) 新田清掃センター啓発事業

新田清掃センターの破砕施設には、再生工房と展示ホールが併設され、リサイクル提供事業及び図書・ビデオの貸出を行っている。

① リサイクル提供事業

資源再生センターに提供されたリサイクル可能な家具などについて、再生工房で清掃と簡単な補修を行い、ホールに展示後、抽選により無償で提供している。なお、当選者には資源再生センターと同様に寄附をお願いしている。

区 分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
展示回数(回)	6	6	8	8	※1
展示点数(点)	421	420	559	560	70
申込者数(人)	2,444	1,998	2,811	2,210	207
募金額(円)	190,684	184,175	231,945	208,945	28,201

※焼却施設更新工事のため回数減

② 図書・ビデオの閲覧等

ごみ、リサイクル、環境問題に関する図書とビデオを備え、閲覧と貸出を行っている。

○ 蔵書数 561冊、ビデオ数 18本(平成23年度末)

③ 施設見学案内

小学校4年生の社会科授業の一環としての見学など、隣接の焼却施設とあわせて多くの市民が訪れ、その機会にリサイクル等についての啓発も行っている。

区分	19年度		20年度		21年度		22年度		23年度	
	団体数	見学者	団体数	見学者	団体数	見学者	団体数	見学者	団体数	見学者
	(団体)	(人)	(団体)	(人)	(団体)	(人)	(団体)	(人)	(団体)	(人)
団体見学	42	2,293	68	2,775	54	2,656	54	2,537	41	2,183
一般見学	-	180	-	-	-	2	-	6	-	-
計	42	2,473	68	2,775	54	2,658	54	2,543	41	2,183

(3) 新津リサイクル館事業

新津リサイクル館は新津クリーンセンターに併設されており、リサイクル品の提供事業を行っている。

① リサイクル品提供事業

資源再生センターに提供されたリサイクル可能な家具などについて、清掃、修理、塗装などを行った後、一定期間展示し、抽選により市民に無償で提供している。なお、当選者には資源再生センターと同様に寄附をお願いしている。

区 分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
展示回数(回)	4	3	2	3	2
展示点数(点)	473	345	218	267	149
申込者数(人)	2,340	1,434	887	911	340
募金額(円)	178,000	152,500	84,600	105,600	57,500

(4) 鎧潟クリーンセンター啓発事業

鎧潟クリーンセンターには、展示ホール及びワークショップコーナーが併設され、リサイクル提供事業等を行っている。

① リサイクル品提供事業

資源再生センターに提供されたリサイクル可能な家具などについて、清掃と簡単な補修を行い、展示ホールに展示後、抽選により無償で提供している。なお、当選者には資源再生センターと同様に寄付をお願いしている。

区 分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
展示回数(回)	1	1	6	7	7
展示点数(点)	5	7	93	150	206
申込者数(人)	66	48	569	958	803
募金額(円)	-	2,100	48,600	77,100	80,500

② 施設見学案内

小学校4年生の社会科授業の一環としての見学など多くの市民が訪れ、その機会にリサイクル等についての啓発を行っている。

区分	19年度		20年度		21年度		22年度		23年度	
	団体数	見学者	団体数	見学者	団体数	見学者	団体数	見学者	団体数	見学者
	(団体)	(人)	(団体)	(人)	(団体)	(人)	(団体)	(人)	(団体)	(人)
団体見学	32	916	32	633	17	478	26	672	25	664
一般見学	-	31	-	4	-	3	-	-	-	-
計	32	947	32	637	17	481	26	672	25	664

4 環境美化運動

(1) きれいなまちづくり運動

「自分たちの住むまちは自分たちの手できれいに」という趣旨のもとに各区役所で「捨てない、汚さない」を運動の基調として、ごみ袋の配布などによるPRや、海岸、道路、公園などでのクリーン作戦を展開している。運動を推進するため、用具の貸出等の支援を行っている。平成23年度については、以下のとおり事業を行った。

① きれいなまちづくり運動(平成23年度実績)

活動内容	期日	参加者(人)	備考
新潟まつり花火大会会場における ごみマナーPR	8月7日	55	ごみ袋 6,000枚
関屋浜海岸清掃	9月3日	730	ごみ収集量350kg
道路清掃・ぼい捨てやめよう キャンペーン	9月24日	420	パレード及び清掃 ごみ収集量160kg

② ボランティア清掃(各区の一斉清掃含む：平成23年度実績)

	ボランティア清掃	一斉清掃	合計
北 区	9,105 人	1,170 人	10,275 人
東 区	9,782 人	4,659 人	14,441 人
中 央 区	14,151 人	3,890 人	18,041 人
西 区	16,378 人	5,653 人	22,031 人
江 南 区	3,574 人	9,838 人	13,412 人
南 区	9,715 人	3,079 人	12,794 人
西 蒲 区	1,481 人	14,350 人	15,831 人
秋 葉 区	2,627 人	9,549 人	12,176 人
計	66,813 人	52,188 人	119,001 人

(2) 海岸一斉清掃

海水浴シーズンに合わせて、快適な海水浴を楽しんでいただくため、昭和52年から地元自治・町内会などの関係団体の協力を得ながら、海岸一斉清掃を実施している。

区分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
期 日	7月16日	7月21日	7月20日	7月19日	7月18日
参加者(人)	4,000	4,500	4,700	4,800	4,600
ごみ収集量(t)	25	15	23	18	17

(3) 鳥屋野潟一斉清掃

鳥屋野潟浄化対策の一環として、環境美化意識の啓発を図るため、近隣自治・町内会、関係行政機関などと協力し、昭和 59 年から春・秋の年 2 回一斉清掃を実施している。

区分	19年度		20年度		21年度		22年度		23年度	
期日	5月18日	10月15日	5月11日	10月5日	5月10日	8月29日	5月9日	10月3日	5月15日	10月2日
参加者(人)	—	1,000	750	650	950	700	950	765	1,150	840
ごみ収集量(t)	1	2	1	2	2	1	2	1	2	1

(4) 海水浴場臨時ごみ集積所の設置

快適な海水浴を楽しんでいただくため、7月から8月の間、臨時ごみ集積所を設置し、ごみの散乱防止に努めている。

設置数(平成 23 年度実績)

設置海岸	設置数(基)	設置海岸	設置数(基)
小針浜	2	船江町浜	2
五十嵐三の町浜	2	島見町浜	4
日和山浜	4	計	14

(5) 環境美化整備等補助

地域の環境の保全や環境美化を図ることを目的とし、地域清掃等の活動に対し助成を行った。

①環境美化活動費への助成

- ・自治会、地域コミュニティ協議会等が行う一斉清掃（清掃用具・軍手・ジュースなど）への助成

②不法投棄処理費への助成

- ・自治会、地域コミュニティ協議会等が行う、特定廃家電などの不法投棄物処理費への助成

(6) 各区における一斉清掃等(平成 23 年度実績)

区	事業名	実績	
北区	福島潟クリーン作戦	実施日 10月21日	ごみ収集量 0.5 t
東区	クリーン大作戦	実施日 8月28日他	ごみ収集量 10.2 t
江南区	みんな集まれクリーン作戦	実施日 10月16日	ごみ収集量 3.6 t
	一斉空き缶回収(横越地区)	実施日 4月10日	ごみ収集量 1.9 t
	一斉クリーン作戦(亀田地区)	実施日 5月10日	ごみ収集量 1.6 t

区	事業名	実績	
南区	信濃川・中ノロ川クリーン作戦	実施日 7月10日	ごみ収集量 3.7t
	一斉クリーン作戦(味方地区)	実施日(春)4月3日 (秋)10月16日	ごみ収集量(春)3.2t (秋)不明
西区	一斉クリーンデー	実施日 8月7日	ごみ収集量 不明
西蒲区	クリーン作戦(巻地区)	実施日 8月7日	ごみ収集量 2.7t
	一斉クリーン作戦(西川地区)	実施日 4月3日	ごみ収集量 1.4t
	クリーン作戦(渦東地区)	実施日 8月7日	ごみ収集量 1.6t
	一斉清掃(岩室地区)	実施日 3月25日	ごみ収集量 2.5t
	一斉清掃(中之口地区)	実施日(春)3月20日 (秋)10月9日	ごみ収集量(春)2.0t (秋)2.0t

5 余熱利用

(1) ふれあい健康センター(アクアパークにいがた)

新田清掃センター焼却施設の余熱を利用した施設として、環境保全やごみ処理事業の市民理解とイメージアップを図るため、平成12年7月にオープンした。多様な温浴機能を使って有酸素運動やマッサージなどをすることができ、健康増進に役立つ施設として広く利用されている。

① 主な設備

(1階)

- ・流水アクア(1周60mの流れるプール)
- ・健康アクア(気泡や噴流のあるプール)
- ・温浴アクア(ジャグジー、座湯、寝湯)
- ・子どもアクア(すべり台付き子どもプール)など

(2階)

- ・浴室
- ・サウナ
- ・レストラン
- ・スタジオ(健康教室)など

② 利用者実績

区分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
利用者数(人)	218,434	222,900	241,896	246,878	257,686

(2) 亀田清掃センター附属休憩所(田舟の里)

亀田清掃センター焼却施設の余熱を利用した施設として、平成 15 年 12 月にオープンした。男女別の浴室、85 畳の休憩室、各種研修会などに利用できる多目的ホールのほか、ごみのリサイクル推進・資源循環型社会の啓発に向けた展示コーナーを設けており、市民に広く利用されている。

① 主な設備

- ・男女別浴室
- ・休憩室（和室 85 畳）
- ・多目的ホール

② 利用者実績

区分	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度
利用者数(人)	47,286	52,089	54,473	54,174	57,093

(3) 舞平清掃センター附属休憩所

舞平清掃センターの汚泥再生処理工程で発生するメタンガスを有効活用した施設として、平成 16 年 1 月にオープンした。浴室、休憩室のほかに卓球やバドミントンが可能な多目的ホールを併設しており、市民の憩いの場として広く利用されている。

① 主な設備

- ・男女別浴室
- ・休憩室（21+18 畳）
- ・多目的ホール

② 利用者実績

区分	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度
利用者数(人)	19,578	20,976	20,461	21,249	22,449

(4) その他

① 発 電

焼却余熱から回収した蒸気で発電を行い、施設内外で活用されている。

(23 年度発電量・売電額)

ア 新田清掃センター焼却施設	15,294MWh	・	20,474 千円
	(新新田焼却センターにおける試運転分も含む)		
イ 亀田清掃センター焼却施設	25,278MWh	・	64,911 千円
ウ 鎧潟クリーンセンター	5,015MWh	・	396 千円

② その他

新津クリーンセンターでは焼却余熱を活用し、隣接する福祉施設に余熱を供給している。

6 施設見学

減量化・リサイクルなど、ごみに対する意識の高揚を図るため、施設の見学を受け付けている。(資源再生センター等は「リサイクルプラザ事業」参照)

(1) 新田清掃センター ※再掲

区分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
団体数(団体)	42	68	54	54	41
見学者数(人)	2,473	2,775	2,658	2,543	2,183

(2) 亀田清掃センター

区分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
団体数(団体)	46	60	55	54	51
見学者数(人)	3,318	3,815	3,588	3,481	3,687

(3) 白根グリーンタワー

区分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
団体数(団体)	19	16	12	12	11
見学者数(人)	641	641	426	467	508

(4) 鎧潟クリーンセンター ※再掲

区分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
団体数(団体)	32	32	17	26	25
見学者数(人)	947	637	481	672	664

(5) 新津クリーンセンター

区分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
団体数(団体)	16	20	17	13	13
見学者数(人)	729	819	693	623	673

(6) 舞平清掃センター

区分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
団体数(団体)	12	11	8	9	6
見学者数(人)	82	188	68	37	86

第6章 し尿・浄化槽汚泥処理事業

1 経緯及び現況	
(1)経緯・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	57
(2)平成24年度処理計画フロー・・・・・・・・	57
2 し尿および浄化槽汚泥処理実績	
(1)処理方法別人口・・・・・・・・・・・・・・・・	58
(2)平成23年度処理実績フロー・・・・・・・・	58
(3)処理収集実績・・・・・・・・・・・・・・・・	59

1 経緯及び現況

(1) 経緯

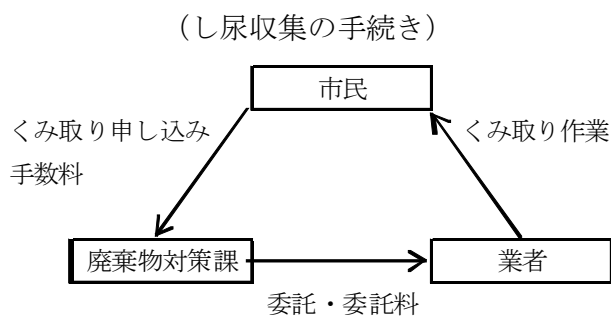
本市のし尿処理事業は、昭和32年の船見町し尿処理場の完成によって、いわゆる陸上処理が開始された。

その後、し尿は農村需要の大幅な減少と人口増加により増加傾向にあったことから、東・西にそれぞれし尿処理施設を整備するとともに、新潟地区広域清掃事務組合において、舞平処理場を整備し処理を行ってきた。

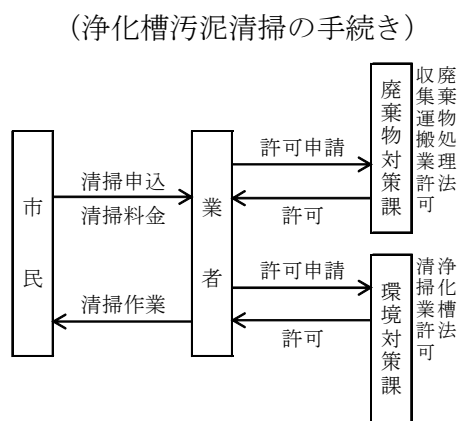
しかしながら、昭和50年代以降、下水道の普及に伴い、し尿の減少は著しいものとなってきている。そのため、順次、施設の縮小を行いながら、平成11年度には西清掃センターの処理を停止するとともに、平成14年度には東清掃センターでの処理を、工業用水希釈後の下水道投入に切り替えた。一方、老朽化した舞平処理場の更新にも着手し、平成14年度から新施設での処理を開始している。

し尿収集については、従来より市内全域を処理計画区域としており、し尿については下表のとおり定額制と従量制を区分し、委託業者別に収集区域を定めている。浄化槽汚泥についても、浄化槽法に基づく許可および廃棄物処理法に基づく収集許可業者が清掃しており、収集に関して業者別の区域指定がある。

区分	対象	収集回数
定額制	一般家庭	月1回収集（それ以外は別料金）
従量制	事業所・アパート・店舗等	申込みの都度収集



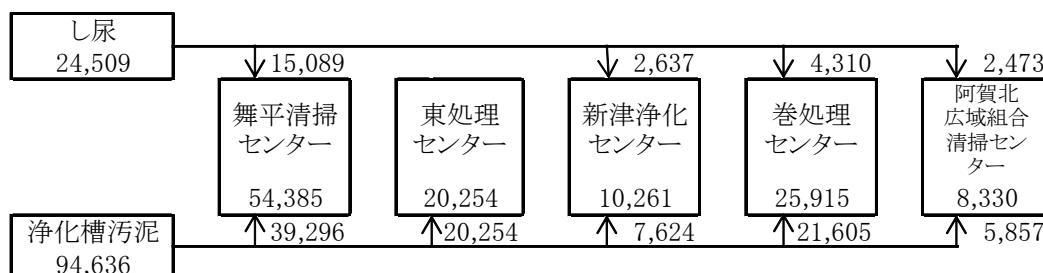
※ 手数料は条例で定める額



※ 清掃料金は各業者による額

(2) 平成24年度 処理計画フロー

(単位：kℓ)



※ 東処理センター、新津浄化センターし尿受け入れ施設においては、希釈後、下水道施設で処理

2 し尿及び浄化槽汚泥処理実績

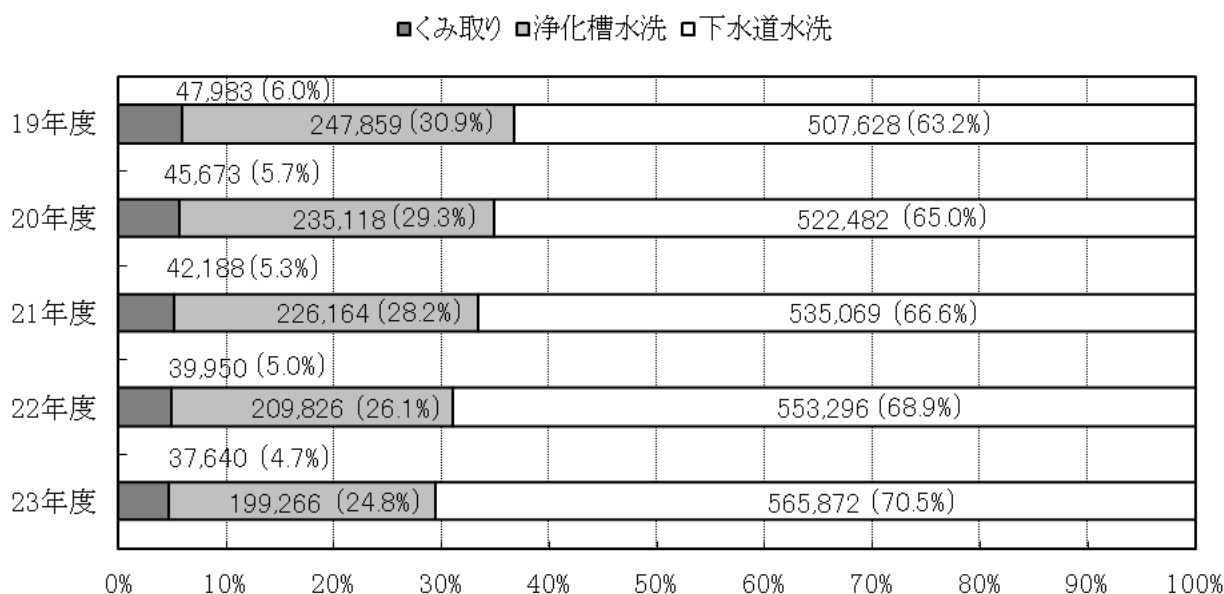
(1) 処理方法別人口

(平成 24 年 3 月 31 日現在)

区 分		人 口	世 帯
く み 取 り	定 額 制	6,275人	2,961世帯
	従 量 制	31,365人	10,608世帯
	計	37,640人	13,569世帯
浄 化 槽 水 洗		199,266人	78,879世帯
下 水 道 水 洗		565,872人	224,035世帯
合 計		802,778人	316,483世帯

※人口・世帯数は税算定用住民基本台帳より

[参考] 年度別処理対象人口推移 (各年度末)



※1 平成 17 年 3 月 21 日

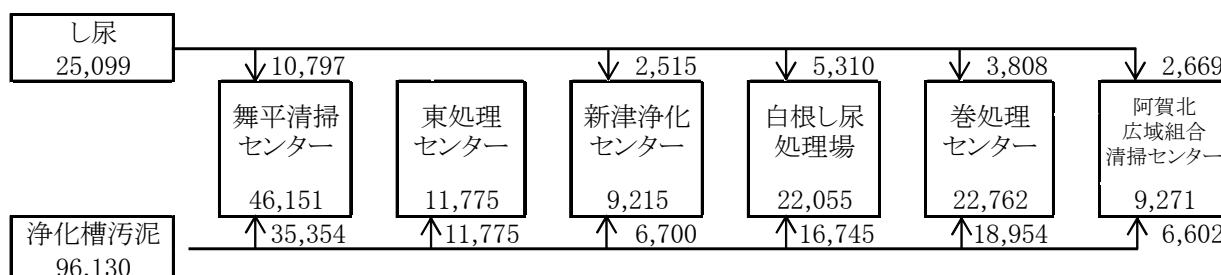
新津市・白根市・豊栄市・小須戸町・横越町・亀田町・岩室村・西川町・味方村・
 潟東村・月潟村・中之口村と合併

※2 平成 17 年 10 月 10 日

巻町と合併

(2) 平成 23 年度 処理実績フロー

(単位：k0)



※ 東処理センター、新津浄化センターし尿受け入れ施設においては、希釈後、下水道施設で処理

(3) 収集処理実績

～収集量下段斜体は19年度を100とした指数

(単位：kℓ)

区分	収集量					23年度処理施設 内訳					
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	舞平清掃センター	東処理センター	新津浄化センター	白根し尿処理場	巻し尿処理場	阿賀北清掃センター
新潟・黒埼地区	し尿	15,202	14,075	12,774	11,743	9,709	9,709				
		<i>100%</i>	<i>93%</i>	<i>84%</i>	<i>77%</i>	<i>64%</i>					
	浄化槽汚泥	54,536	52,549	49,124	47,877	45,250	33,475	11,775			
		<i>100%</i>	<i>96%</i>	<i>90%</i>	<i>88%</i>	<i>83%</i>					
計	69,738	66,624	61,898	61,898	54,959	43,184	11,775				
	<i>100%</i>	<i>96%</i>	<i>89%</i>	<i>89%</i>	<i>79%</i>						
新津地区	し尿	3,544	3,351	3,142	2,772	2,515		2,515			
		<i>100%</i>	<i>95%</i>	<i>89%</i>	<i>78%</i>	<i>71%</i>					
	浄化槽汚泥	8,620	7,868	7,661	7,318	6,700		6,700			
		<i>100%</i>	<i>91%</i>	<i>89%</i>	<i>85%</i>	<i>78%</i>					
計	12,164	11,219	10,803	10,803	9,215		9,215				
	<i>100%</i>	<i>92%</i>	<i>89%</i>	<i>89%</i>	<i>76%</i>						
白根広域※	し尿	6,519	5,974	5,661	5,449	5,310			5,310		
		<i>100%</i>	<i>92%</i>	<i>87%</i>	<i>84%</i>	<i>81%</i>					
	浄化槽汚泥	17,143	17,395	16,271	17,001	16,745			16,745		
		<i>100%</i>	<i>101%</i>	<i>95%</i>	<i>99%</i>	<i>98%</i>					
計	23,662	23,369	21,932	21,932	22,055			22,055			
	<i>100%</i>	<i>99%</i>	<i>93%</i>	<i>93%</i>	<i>93%</i>						
豊栄地区	し尿	3,393	3,405	3,144	2,717	2,669					2,669
		<i>100%</i>	<i>100%</i>	<i>93%</i>	<i>80%</i>	<i>79%</i>					
	浄化槽汚泥	6,659	6,648	5,854	6,349	6,602					6,602
		<i>100%</i>	<i>100%</i>	<i>88%</i>	<i>95%</i>	<i>99%</i>					
計	10,052	10,053	8,998	8,998	9,271					9,271	
	<i>100%</i>	<i>100%</i>	<i>90%</i>	<i>90%</i>	<i>92%</i>						
横越地区	し尿	558	524	493	530	500	500				
		<i>100%</i>	<i>94%</i>	<i>88%</i>	<i>95%</i>	<i>90%</i>					
	浄化槽汚泥	16	18	24	21	71	71				
		<i>100%</i>	<i>113%</i>	<i>150%</i>	<i>131%</i>	<i>444%</i>					
計	574	542	517	517	571	571					
	<i>100%</i>	<i>94%</i>	<i>90%</i>	<i>90%</i>	<i>99%</i>						
亀田地区	し尿	964	992	942	580	588	588				
		<i>100%</i>	<i>103%</i>	<i>98%</i>	<i>60%</i>	<i>61%</i>					
	浄化槽汚泥	1,823	1,844	1,986	1,716	1,808	1,808				
		<i>100%</i>	<i>101%</i>	<i>109%</i>	<i>94%</i>	<i>99%</i>					
計	2,787	2,836	2,928	2,296	2,396	2,396					
	<i>100%</i>	<i>102%</i>	<i>105%</i>	<i>82%</i>	<i>86%</i>						

※ 白根広域：白根地区、小須戸地区、味方地区、月潟地区、中之口地区

(単位：kℓ)

区 分	収集量					23年度処理施設 内訳						
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	舞平清掃 センター	東処理 センター	新津浄化 センター	白根し尿 処理場	巻し尿 処理場	阿賀北 清掃 センター	
岩室地区	し尿	1,018	968	960	930	856				856		
		100%	95%	94%	91%	84%						
	浄化槽 汚泥	4,798	4,873	4,580	4,506	4,213				4,213		
		100%	102%	95%	94%	88%						
計	5,816	5,841	5,540	5,540	5,069				5,069			
	100%	100%	95%	95%	87%							
巻地区	し尿	2,222	2,074	2,098	2,079	1,934				1,934		
		100%	93%	94%	94%	87%						
	浄化槽 汚泥	10,430	10,799	10,299	10,047	9,741				9,741		
		100%	104%	99%	96%	93%						
計	12,652	12,873	12,397	12,873	11,675				11,675			
	100%	102%	98%	102%	92%							
西川地区	し尿	756	747	700	624	641				641		
		100%	99%	93%	83%	85%						
	浄化槽 汚泥	3,109	2,810	2,818	3,231	2,865				2,865		
		100%	90%	91%	104%	92%						
計	3,865	3,557	3,518	3,518	3,506				3,506			
	100%	92%	91%	91%	91%							
潟東地区	し尿	424	401	387	366	377				377		
		100%	95%	91%	86%	89%						
	浄化槽 汚泥	2,262	2,220	2,235	2,230	2,135				2,135		
		100%	98%	99%	99%	94%						
計	2,686	2,621	2,622	2,622	2,512				2,512			
	100%	98%	98%	98%	94%							
計	し尿	34,600	32,511	30,301	27,790	25,099	10,797		2,515	5,310	3,808	2,669
		100%	94%	88%	80%	73%						
	浄化槽 汚泥	109,396	107,024	100,852	100,296	96,130	35,354	11,775	6,700	16,745	18,954	6,602
		100%	98%	92%	92%	88%						
計	143,996	139,535	131,153	128,086	121,229	46,151	11,775	9,215	22,055	22,762	9,271	
	100%	97%	91%	89%	84%							

第7章 産業廃棄物の現状と対策

1 概説	61
2 産業廃棄物の排出状況と処理状況	61
3 産業廃棄物処理施設の設置状況と処理状況	62
4 産業廃棄物処理業者の許可と処理状況	62
5 自動車リサイクル法に基づく許可・登録状況	64
6 廃PCB等の保管状況	64
7 産業廃棄物の適正処理対策	64

1 概 説

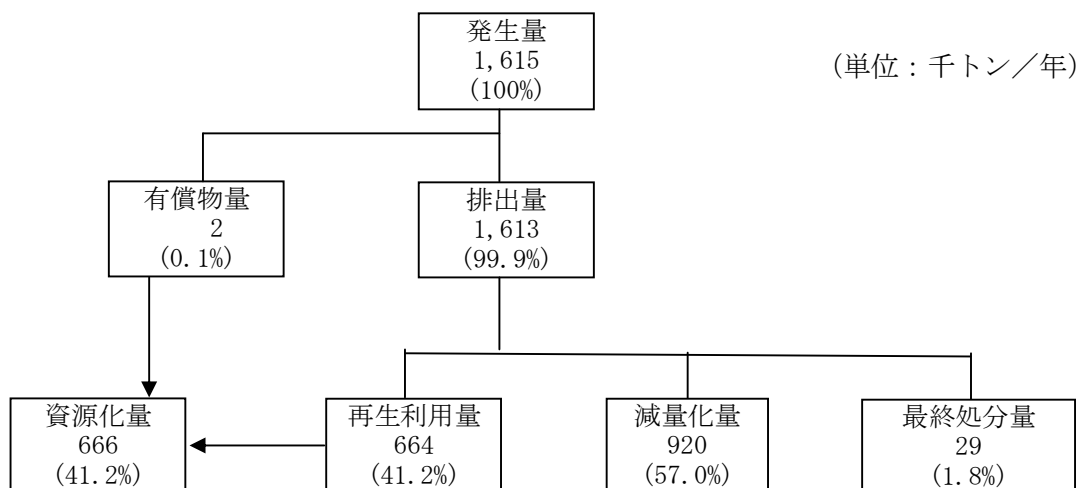
産業廃棄物は、事業活動に伴って生ずる燃え殻、汚泥、がれき類等の廃棄物をいい、法律で20種類が指定され、排出事業者による適正処理が義務づけられている。

これらは、人間の生活またはそれを支える産業活動から不可避免的に発生するもので、排出量も多く、有害物質を含むものや処理困難なものがたくさんある。市民の健康や生活環境の保全のため適正な処理が必要となっているが、建設コストの高騰や、住民合意が得られないことから、焼却場や最終処分場等の設置が困難となっており、発生の抑制とリサイクルの推進が急務となっている。

2 産業廃棄物の排出状況と処理状況

平成23年度の排出状況は、再生利用が進み、排出量は前年度より97千トン程度減少している。発生量1,615千トンから有償物量2千トンを除いた排出量は1,613千トンである。

排出量1,613千トンの産業廃棄物は、中間処理又は再生利用により1,584千トンが減量化されたため、最終処分の対象として残った29千トンは最終処分業者等で処分されている。



○主な廃棄物の種類別排出状況

排出量を種類別にみると汚泥が1,040千トン(全体の64.4%)で最も多く、次いでがれき類が432千トン(26.7%)、廃油類が41千トン(2.5%)等となっている。

なお、汚泥は排出時点においては多量であるが、自己による脱水、乾燥等の処理により大幅に減量されている。

(単位：千トン／年)

種 類	排出量 (構成比)	再生利用量 (再生化率※)
汚 泥	1,040 (64.4%)	115 (11.1%)
がれき類	432 (26.7%)	411 (95.1%)
廃 油	41 (2.5%)	3 (7.3%)

※ 排出量及び再生利用量は、四捨五入しているため再生化率(再生利用量／排出量)があわない場合があります。

3 産業廃棄物処理施設の設置状況と処理状況

産業廃棄物処理施設には、焼却炉や脱水機等の中間処理施設と埋立地の最終処分施設とがあり、政令で17施設を規定している。以下の表は平成24年3月31日現在の本市で許可している施設の設置数と、その施設で平成23年度中に処理した廃棄物量を示している。

中間処理施設の種類	設置施設数				年間処理量 (t/年)			
	事業	処理業	公共	合計	事業者	処理業者	公共	合計
汚泥の脱水施設	13	6	2	21	126,509	15,725	5,378	147,612
汚泥の乾燥施設 (機械)	1	6		7	3,047	36,299		39,346
〃 (天日)		2	1	3		35,231	6,213	41,444
廃油の油水分離施設		4		4		4,454		4,454
廃プラの破碎施設		32		32		45,069		45,069
木くず, がれき類の破碎施設	3	65		68	3,504	759,412		762,916
シアンの分解施設	2			2	18,000			18,000
小 計	19	115	3	137	151,060	896,190	11,591	1,058,841
汚泥の焼却施設	2	1		3	55,441	8,888		64,329
廃油の焼却施設	2	2		4	466	5,029		5,495
廃プラの焼却施設		5		5		10,048		10,048
その他の焼却施設	5	6		11	43,840	9,653		53,493
小 計	9	14	0	23	99,747	33,618	0	133,365
合 計	28	129	3	160	250,807	929,808	11,591	1,192,206

最終処分場の種類		埋立地 設置数	処分量 (m ²)		処分容積 (m ³)		年間処分量 (t/年)
			届出面積	残存面積	届出容積	残存容積	
安定型最 終処分場	事業者	1	9,780	1,700	78,240	6,135	0
	処理業者	3	15,205	800	57,856	2,085	2,000
	小 計	4	24,985	2,500	136,096	8,220	2,000
管理型最 終処分場	事業者						
	処理業者						
	小 計	0	0	0	0	0	0
合 計		4	24,985	2,500	136,096	8,220	2,000

(法第15条の許可施設)

4 産業廃棄物処理業者の許可と処理状況

産業廃棄物処理業者とは、他人が排出した産業廃棄物を排出者にかわって適正処理を行うことを業とするものである。以下の表は、平成24年3月31日現在の本市が許可した件数を示している。

業 の 区 分	許可件数
産業廃棄物収集運搬業	251 件
産業廃棄物処分業 (中間処理)	100 件
産業廃棄物処分業 (最終処分)	4 件
特別管理産業廃棄物収集運搬業	36 件
特別管理産業廃棄物処分業 (中間処理)	10 件

○平成23年度の許可業者の処分量

(単位：t/年)

種 類		処 分 量	
		中 間 処理量	埋立 処分量
産 業 廃 棄 物	燃え殻	2,700	
	汚泥	132,186	
	廃油	9,512	
	廃酸	4,742	
	廃アルカリ	5,356	
	廃プラスチック	67,268	131
	紙くず	5,406	
	木くず	59,721	
	繊維くず	716	
	動植物性残渣	1,134	
	動物系固形不要物		
	ゴムくず	3	
	金属くず	15,756	23
	ガラスコンクリート陶磁器くず	44,793	1,930
	鋳さい	925	
	がれき類	719,704	6
	動物のふん尿		
	動物の死体	1	
	ばいじん		
	小 計	1,069,923	2,090
特 別 管 理 産 業 廃 棄 物	危険物廃油	1,911	
	強廃酸	518	
	強廃アルカリ	291	
	感染性廃棄物	469	
	廃PCB等		
	廃石綿等		
	有害物含有廃棄物	119	
	小 計	3,308	0
合 計	1,073,231	2,090	

5 自動車リサイクル法に基づく許可・登録状況

業 種 類	許可・登録件数
使用済自動車引取業	422 件
〃 フロン類回収業	151 件
〃 解体業	59 件
〃 破砕業	15 件

(平成 24 年 3 月 31 日現在)

6 廃 PCB 等の保管状況

	高压コンデンサ	高压変圧器	低压コンデンサ	低压変圧器	安定器	感熱複写紙
台数等	982 個/台	64 個/台	7,414 個/台	9 個/台	34,344 個/台	262.5Kg
事業所数	304	28	39	3	104	4

	PCB	PCBを含む油	ウエス	その他機器類	汚泥	その他汚染物
台数等	0.013Kg	1146.63Kg	1430.91Kg	612 個/台	109.52Kg	5685.67 kg
事業所数	2	18	11	117	2	20

(平成 23 年 3 月 31 日現在)

7 産業廃棄物の適正処理対策

本年度実施する産業廃棄物の主な適正処理対策は、以下のとおりである。

(1) 監視指導体制の強化

- ①排出事業者への産業廃棄物適正処理の普及活動
- ②不法投棄・不適正処理監視のための監視カメラ設置・パトロール強化

(2) 不法投棄原状回復

不法投棄事案については、法に基づく厳正な対応を行うと共に原因者による原状回復の指導

第8章 一部事務組合

1 豊栄郷清掃施設処理組合	
(1)概説	65
(2)組織・人員	65
(3)事業費	66
(4)平成23年度処理実績	66
2 阿賀北広域組合	
(1)概説	67
(2)組織・人員	67
(3)事業費	68
(4)平成23年度処理実績(し尿・浄化槽汚泥)	68

新潟市清掃事業概要

1 豊栄郷清掃施設処理組合

(1) 概 説

昭和45年5月に、豊栄町（現在の新潟市北区豊栄地区）と聖籠村（現在の聖籠町）のごみ処理施設の設置及び維持管理を行うために設置された。

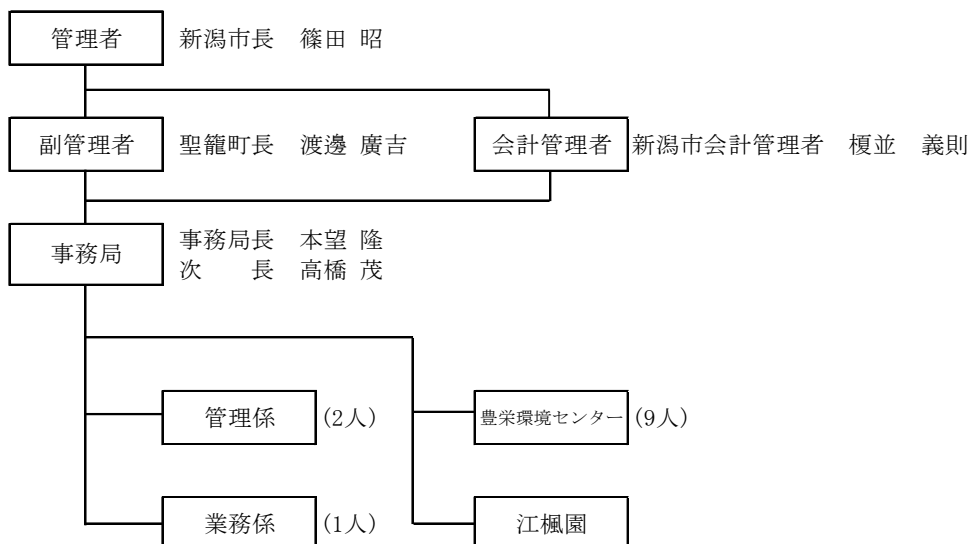
平成17年3月の豊栄市と新潟市外11市町村の合併に伴い、旧豊栄市分の事務が新潟市に引き継がれ、現在、新潟市北区豊栄地区と聖籠町のごみの適正処理を行っている。

[事務局] 新潟市北区浦ノ入418番地（豊栄環境センター内） TEL025-386-0909

[沿革]

S45. 5月	・豊栄郷清掃施設処理組合設立
S46. 5月	・黒山じん芥センター（焼却施設）の稼動開始 ～処理能力：15t/8h×2炉＝30t/日
S56. 4月	・豊栄環境センター（焼却施設）1・2号炉の稼動開始 ～処理能力：40t/16h×2炉＝80t/日
S62. 4月	・不燃ごみ処理施設稼動開始 ～処理能力：30t/5h
H元. 4月	・小動物処理施設稼動開始
H4. 4月	・江楓園（最終処分場）埋立開始 ～埋立面積：20,699 m ² 、埋立容量：80,910 m ³
H9. 1月	・豊栄環境センター（焼却施設）3号炉（50t/16h）の稼動開始
H12. 1月	・豊栄環境センター（焼却施設）1・2号炉排ガス高度処理施設整備 工事終了
H15. 4月	・プラスチック製容器包装処理開始
H17. 3月	・豊栄市が新潟市と編入合併し、構成団体が新潟市と聖籠町となる。
H21. 4月	・新潟市の家庭ごみを搬入できる区域を豊栄地区から北区に拡大

(2) 組織・人員



(3) 事業費

① 平成 23 年度決算額

区 分		金額(千円)	備 考
歳入	負担金	532,454	新潟市:389,961千円(73.2%)、聖籠町:142,493千円(26.8%)
	使用料及び手数料	89,073	目的外使用料、ごみ処理手数料
	その他	116,231	繰越金・諸収入
	計	737,758	
歳出	議会費	589	組合議会に係る経費
	総務費	47,637	組合事務局に係る経費
	衛生費	555,212	ごみ処理・埋立・プラスチック処理に係る経費
	公債費	113,610	
	計	717,048	

② 平成 24 年度予算額

区 分		金額(千円)	備 考
歳入	負担金	450,950	新潟市:327,799千円(72.7%)、聖籠町:123,151千円(27.3%)
	使用料及び手数料	89,203	目的外使用料、ごみ処理手数料
	その他	8,747	繰越金・諸収入
	計	548,900	
歳出	議会費	720	組合議会に係る経費
	総務費	48,084	組合事務局に係る経費
	衛生費	484,501	ごみ処理・埋立・プラスチック処理に係る経費
	公債費	14,595	
	予備費	1,000	
	計	548,900	

(4) 平成 23 年度処理実績

区 分	処理量(t)	内 訳
豊栄環境センター(焼却)	17,326	新潟市:12,875t、聖籠町:4,451t
豊栄環境センター(破砕)	760	新潟市:523t、聖籠町:237t
プラスチック処理施設	198	新潟市:60t、聖籠町:138t
江楓園(最終処分場)	2,962	新潟市:2,244t、聖籠町:718t

2 阿賀北広域組合

(1) 概 説

昭和54年4月に北蒲西南部清掃センター組合外4つの組合を統合して設立され、ごみ処理施設（旧豊栄市を除く）、し尿処理施設や斎場施設等の設置及び維持管理を行ってきた。

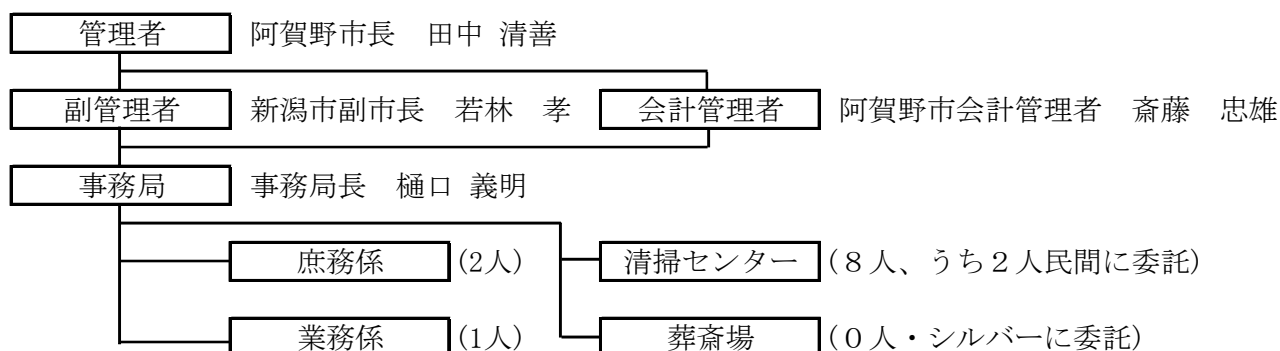
平成16年4月の水原町、安田町、笹神村、京ヶ瀬村の合併に伴い、ごみ処理、消防等の事務を廃止（阿賀野市へ継承）した。また、平成17年3月の豊栄市と新潟市外11市町村の合併により、旧豊栄市分の事務が新潟市に引き継がれ、現在、阿賀野市と新潟市豊栄地区分のし尿処理施設、斎場の維持・管理を行っている。

[事務局] 阿賀野市船居字権九郎新田 496 番地 1 TEL025-387-2000

[沿革]

S41. 1月	・北蒲西南部清掃センター組合設立 （豊栄市、水原町、笹神村、京ヶ瀬村）
S43. 4月	・水原郷ごみ処理組合設立 （水原町、笹神村、京ヶ瀬村）
S48. 4月	・水原郷消防組合設立 （水原町、安田町、笹神村、京ヶ瀬村）
S49. 4月	・阿賀北郷葬斎組合設立 （豊栄市、水原町、安田町、笹神村、京ヶ瀬村） ・五頭連峰少年自然の家組合設立 （豊栄市、水原町、安田町、笹神村、京ヶ瀬村）
S54. 4月	・上記5つの組合を引き継ぎ、阿賀北広域組合設立
H12. 7月	・少年自然の家に関する事務を廃止（笹神村に移管）
H16. 4月	・水原町、安田町、笹神村、京ヶ瀬村による阿賀野市の新設合併により、構成団体が阿賀野市、豊栄市に変更 ・ごみ処理、消防、総合運動場に関する事務を廃止（阿賀野市へ継承）
H17. 3月	・豊栄市が新潟市と編入合併し、構成団体が新潟市と阿賀野市に変更

(2) 組織・人員



(3) 事業費

① 平成 23 年度決算額

区 分		金額(千円)	備 考
歳入	分担金及び負担金	813,791	新潟市:366,238千円(45.0%)、阿賀野市:447,553千円(55.0%)
	使用料及び手数料	17,562	葬斎場使用料
	その他	22,816	繰越金・諸収入
	計	854,169	
歳出	議会費	831	組合議会に係る経費
	総務費	23,749	組合事務局に係る経費
	衛生費	704,660	し尿処理施設・葬斎施設に係る経費
	公債費	100,063	
	計	829,303	

② 平成 24 年度予算額

区 分		金額(千円)	備 考
歳入	分担金及び負担金	964,615	新潟市:443,664千円(46.0%)、阿賀野市:520,951千円(54.0%)
	使用料及び手数料	14,000	葬斎場使用料
	その他	9,054	繰越金・諸収入
	計	987,669	
歳出	議会費	923	組合議会に係る経費
	総務費	24,399	組合事務局に係る経費
	衛生費	859,283	し尿処理施設・葬斎施設に係る経費
	公債費	100,064	
	予備費	3,000	
	計	987,669	

(4) 平成 23 年度処理実績 (し尿・浄化槽汚泥)

区 分	処理量(kl)	備 考
し尿	6,028	新潟市:2,669kl、阿賀野市:3,359kl
浄化槽汚泥	13,578	新潟市:6,602kl、阿賀野市:6,976kl